

第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画の策定について

1. 計画の概要

本計画は、市民が生涯にわたって健康で元気に暮らせる「夢と健康を育むスポーツ都市」実現のため「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」に基づき、誰もが気軽に運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、健康に対する意識の向上、世代を超えたスポーツの振興及び健康の保持増進を図り、運動やスポーツを通じた活力ある地域コミュニティづくりを目指すために定めるものです。

- 基本理念** 夢と健康を育むまち ～ 健康・スポーツコミュニティ えにわ ～
- 計画の期間** 令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間
- 基本方針**
- I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり
 - II 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実
 - III スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

2. パブリックコメントの実施結果

募集期間 令和8年1月5日(月) ～ 令和8年2月5日(木)

閲覧場所 健康スポーツ課(えにあす内)、恵庭市役所情報公開コーナー(本庁舎2階)、島松支所、恵み野出張所、えにわ市民プラザ「アイル」、総合体育館、島松体育館、福住屋内運動広場、恵庭市ホームページ

募集方法 持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請(HARP)

募集結果

持参	郵送	ファックス	電子申請	メール	合計
0	0	0	5	1	6

※パブリックコメントに対する恵庭市の考え方については別途公表

3. 計画案からの主な変更点

第3章 Ⅲ 1 (2)既存施設の有効活用と利用促進 P19

近隣自治体とのスポーツ施設の相互利用についての文言を変更

4. 計画策定経過等

厚生消防常任委員会

令和7年6月19日 令和7年12月9日

恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会

第1回 令和7年5月26日 第2回 令和7年9月22日 第3回 令和7年11月17日

第4回 令和8年2月27日

恵庭市スポーツ推進委員会議

第1回 令和7年9月10日 第2回 令和7年10月31日

実施要領

「第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画(案)」に係るパブリックコメント募集

恵庭市では、平成28年度に「恵庭市運動・スポーツ推進計画」を策定し、市民がスポーツを通じて心身ともに健康で安全安心に暮らすことができるまちづくりを目指し、様々な活動を推進してきたところですが、令和7年度をもって現行の計画期間が終了いたします。

この度、計画の見直しを行い、令和8年度から実施の「第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画(案)」をまとめましたので、下記のとおり広く市民の皆様からのご意見を募集いたします。

記

1. 募集期間 令和8年1月5日(月)～2月5日(木) ※郵送の場合は2月5日(木)必着
2. 閲覧場所 健康スポーツ課(えにあす内)、恵庭市役所情報公開コーナー(本庁舎2階)、島松支所、恵み野出張所、えにわ市民プラザ「アイル」、総合体育館、島松体育館、福住屋内運動広場
※恵庭市ホームページからも閲覧可
3. 意見の提出方法 住所、氏名、電話番号を明記のうえ、持参または郵送、ファクス、電子メール、電子申請のいずれかの方法で提出してください。
※「パブリックコメント制度実施要綱」の規定により、電話による応募は受付できませんのでご了承ください。
4. 意見の取扱い お寄せいただいた意見は検討し、その結果を後日ホームページおよび閲覧場所で公表します。なお、意見提出者へ個別の通知はいたしません。
※公表時は意見提出者の氏名は匿名とします。
5. 問合せ意見提出先 恵庭市保健福祉部健康スポーツ課(恵庭市保健センター)
〒061-1442 恵庭市緑町2丁目1-1
☎0123-25-5727 /FAX 0123-25-5720
メールアドレス kenkousports@city.eniwa.hokkaido.jp

以 上

第2期恵庭市運動・スポーツ
推進計画
パブリックコメント
電子申請



第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画（案）修正事項（R7.11.17 審議会後）まとめ

1. 施策・方針に関する修正（2か所）

①（2）既存施設の有効活用と利用促進（P19）

【修正前】・・・近隣自治体とのスポーツ施設の相互利用について、連携を継続します。

【修正後】・・・近隣自治体とのスポーツ施設の相互利用について、連携の継続・拡大を図ります。

【修正理由】

R7.11.17 開催の令和7年度第3回審議会において、広域的なスポーツ環境の充実を求める意見を踏まえ、現状の継続にとどまらず、連携の幅を広げていくべきという趣旨の意見を受けての修正。

②（2）新たなスポーツニーズへの対応（P20）

【修正前】・・・本市の実情に合った環境整備のあり方についての取り組みを推進します。

【修正後】・・・本市の実情の則した環境整備のあり方についての検討をします。

【修正理由】

アーバンスポーツ等の新たな種目については、施設整備等の具体的な取り組みに着手する前に、まずは実態把握とニーズ調査を優先すべきであるため、手順に則した表現へ変更した。

2. 文言・表現の適正化・統一（軽微な修正）

P10・P11・P12・P13・P14・P16・P17（フォントサイズの修正も含む）・P18・P19・P20
（全て赤字による見え消しで別添に記載）

3. パブリックコメント（令和8年1月5日～2月5日実施）による修正等

意見書は電子申請で5件、メールで1件ありましたが、いずれの意見についても計画本体に係る内容ではなかったことから、パブリックコメントを受けての修正等は行っておりません。

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

本計画が目指す理念は、次のとおりです。

夢と健康を育むまち
～ 健康・スポーツコミュニティ えにわ ～

本計画は、市民が生涯にわたって健康で元気に暮らせる「夢と健康を育むスポーツ都市」実現のため「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」に基づき、誰もが気軽に運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、健康に対する意識の向上、世代を超えたスポーツの振興及び健康の保持増進を図り、運動やスポーツを通じた活力ある地域コミュニティづくりを目指すために定められたもので、第2期計画においても、この理念を継承します。

II 基本方針

本計画の実現に向け、第1期計画の評価によって明らかとなった課題を解決するため、以下の3つの基本方針をもって、施策の推進を図ります。

I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり

II 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実

III スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

Ⅲ 計画の体系

Ⅰ 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり

1 誰もがスポーツに親しむ機会の充実

- (1) 働き盛り世代への参加支援
- (2) 運動やスポーツのきっかけづくり

2 子どもの運動機会の確保

- (1) 幼児期の運動習慣づくり
- (2) 学齢期の体力向上支援

3 高齢者の自主的な健康づくりの継続支援

- (1) 介護予防（フレイル予防）活動の推進
- (2) 多様なきっかけづくりの提供

Ⅱ 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実

1 地域スポーツを担う人材の確保・育成

- (1) 指導者・ボランティアへの**充実支援支援充実**
- (2) 地域スポーツ活動の振興と支援

2 学校と地域の連携推進

- (1) 運動部活動の地域展開
- (2) 学校における体育活動と地域スポーツの連携促進

Ⅲ スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

1 スポーツに親しむための情報や施設環境の整備

- (1) スポーツの魅力に触れる情報発信と観る機会の充実
- (2) 既存施設の有効活用と利用促進

2 安全で持続可能な施設管理

- (1) 計画的な施設の維持管理
- (2) 新たなスポーツニーズへの対応

第3章 基本施策

I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり

少子高齢化が進行する社会において、市民一人ひとりが健康で自立した生活を長く送るためには、高齢期を迎える前から、日常的に運動やスポーツに親しむこと等によって、健康の維持や体力の向上を図ることが大切です。

また、健康が保たれることによって、医療費や介護費抑制などの効果も大いに期待できます。

第1期計画期間中の市民アンケート調査では、運動やスポーツを行う頻度が増加傾向にあるなど、市民の健康意識の高まりが見られました。

一方で、運動をしたくても仕事や子育てなどを理由に機会に恵まれない人も多く、運動習慣のある人とない人の二極化が進行していることが課題として明らかになりました。

さらに、本方針の理念に掲げる「誰もが参加できる」という視点からは、こうした世代間の課題に加え、障がいの有無という特性にも配慮した環境づくりが求められます。

このことから、本方針では、第1期計画の成果を継続・発展させるとともに、これらの課題解決に向け、市民全体の健康水準の底上げを図るため「誰もがスポーツに親しむ機会の充実」、生涯にわたる健康の基礎を育む「子どもの運動機会の確保」、~~そして~~健康寿命の延伸につながる「高齢者の自主的な健康づくりの継続支援」を3つの柱とし、切れ目のない健康・スポーツ活動を総合的に推進します。

人々の健康は、自ら作り守ることを基本としながらも、個人のみならず、社会全体で共に支え取り組むことが、まち全体の活力につながります。

本方針に掲げる施策を通じて、市民一人ひとりが健康で豊かな生活を実現できるよう取り組んでまいります。

1 誰もがスポーツに親しむ機会の充実

第1期計画期間中の市民アンケート調査では、運動不足を感じている市民が約8割にのぼる一方、実際に週1回以上運動している市民も高い割合を維持しており、市民の健康やスポーツへの関心の高さがうかがえます。

しかし、仕事や家事が忙しいことを理由に、運動やスポーツをしたくてもできないと感じている市民も少なくありません。

特に、これまで本市のスポーツ施策のアプローチが課題となっていた、子育て

て世代や働き盛り世代といった層の低い参加率が、運動習慣の二極化の大きな要因となっています。

市民誰もが、生涯にわたってスポーツに親しむ社会を実現するためには、こうした世代間の谷間を埋め、障がいの有無という特性にも配慮し、ライフスタイルや価値観が多様化する現代において、一人ひとりが自分に合った形でスポーツと関われる環境を整えることが不可欠です。

そのため本施策では、これまでアプローチが難しかった層に対し、スポーツへの関心を高めるきっかけづくりと、多忙な中でも参加しやすいライフスタイルに合わせた支援を両輪とし、市民一人ひとりが、それぞれの形でスポーツと関わることのできる、多様な選択肢の充実に努めます。

(1) 働き盛り世代への参加支援

仕事や子育てで最も多忙な働き盛り世代のスポーツ参加率の低迷は、市民アンケート調査でも明らかになっており、課題となっています。

運動やスポーツへの関心はあっても、時間や場所の制約によって参加できていない実態があることから、この世代に対しては、これまでのアプローチに捉われない参加機会の働きかけが必要です。

そのため、市内事業所と連携する職域での働きかけや、ICT（＝SNS等の情報通信技術）を活用し、ライフスタイルに合わせた参加支援を推進します。

また、子育て世代に対しては、結果として親自身の運動機会や健康づくりにもつながるという視点から、これまで子育て支援施設で実施してきた子どもとふれあう遊びや運動を継続し、親子で気軽に参加できる機会の充実に図ります。

【主な取組】

職域における健康づくりの推進
ICT等を活用した運動やスポーツの情報提供
多様なライフスタイルに対応した運動やスポーツ機会の充実
親子で遊びや運動に親しむ機会の充実

(2) 運動やスポーツのきっかけづくり

運動をする人と運動をしない人の二極化を解消するため、運動やスポーツを新たに始める・再開すること等に^等に対する多様なきっかけづくりを行います。

具体的には、健診などの機会を活用し、個々の健康状態に合わせた運動参

加のきっかけとなる情報提供や、各種スポーツイベントの情報を紹介すること等を推進します。

【主な取組】

健康づくりにおける運動やスポーツ参加の促進
誰もが気軽に参加できる多様な運動やスポーツ機会の充実
効果的な情報発信による継続的な普及啓発

2 子どもの運動機会の確保

子どもたちが、生涯にわたって心も体もいきいきとたくましく成長していくためには、それらを支える基盤となる健康や体力が必要です。

そのためにも、幼児期のうちから保育施設や学校、子育て支援施設において楽しく体を動かす習慣を身につけるとともに、健やかな体を育む食育について推進し、健康的な生活習慣の確立を目指します。

(1) 幼児期の運動習慣づくり

幼児期は生涯にわたる健康な**身**体と心の基礎を育む、最も重要な時期です。これまで子育て支援施設において評価の高かった親子エクササイズなどを継続するとともに、保育施設やその他事業においても、多様な遊びや食育による健やかな**身**体づくりを通じて、子どもたちが楽しみながら自然と体を動かす習慣を身につけられるよう支援します。

【主な取組】

幼児期における身体活動の基礎づくり
食育を通じた身体活動の促進

(2) 学齢期の体力向上支援

道内の子どもたちの体力が全国平均に比べて低いという課題に対し、学校体育の充実の他、地域においても、運動が苦手な子も楽しめるレクリエーション活動などを通じて、子どもたちの体力向上と、運動の成功体験を育む機会を確保します。また、その基盤となる体をつくるため、学校給食を通じた食育の面からも、体力向上を支援します。

【主な取組】

多様な運動やスポーツを体験する機会の提供
スポーツ少年団等の地域スポーツ活動の支援
子どもの夢や意欲の醸成につながるプロスポーツチームやトップアスリート等との連携
学校給食における食育の推進

3 高齢者の自主的な健康づくりの継続支援

生活習慣病予防や介護予防（フレイル予防）においても、運動やスポーツが有効策のひとつとなっていることから、運動やスポーツを始めるための工夫を充実させることで、意識の啓発を図ります。

（1）介護予防（フレイル予防）活動の推進

これまで大きな成果を上げた住民主体の介護予防体操（いきいき百歳体操）を今後も安定して継続できるよう、活動を支えるサポーターの養成や、新たなグループの立ち上げ支援などを継続し、活動の輪をさらに広げます。

【主な取組】

住民主体の介護予防活動の継続支援
活動の担い手となる人材の養成等の推進

（2）多様なきっかけづくりの提供

いきいき百歳体操のようなこれまでの活動のみならず、高齢者がスポーツを始めるきっかけとなる多様なイベントを提供し、健康の維持・増進や生きがいづくりへ繋がれるように努めます。

【主な取組】

高齢者の健康増進と生きがいにつながる多様な活動機会の提供
自らの健康や体力状態に関心を持つきっかけづくり

Ⅱ 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実

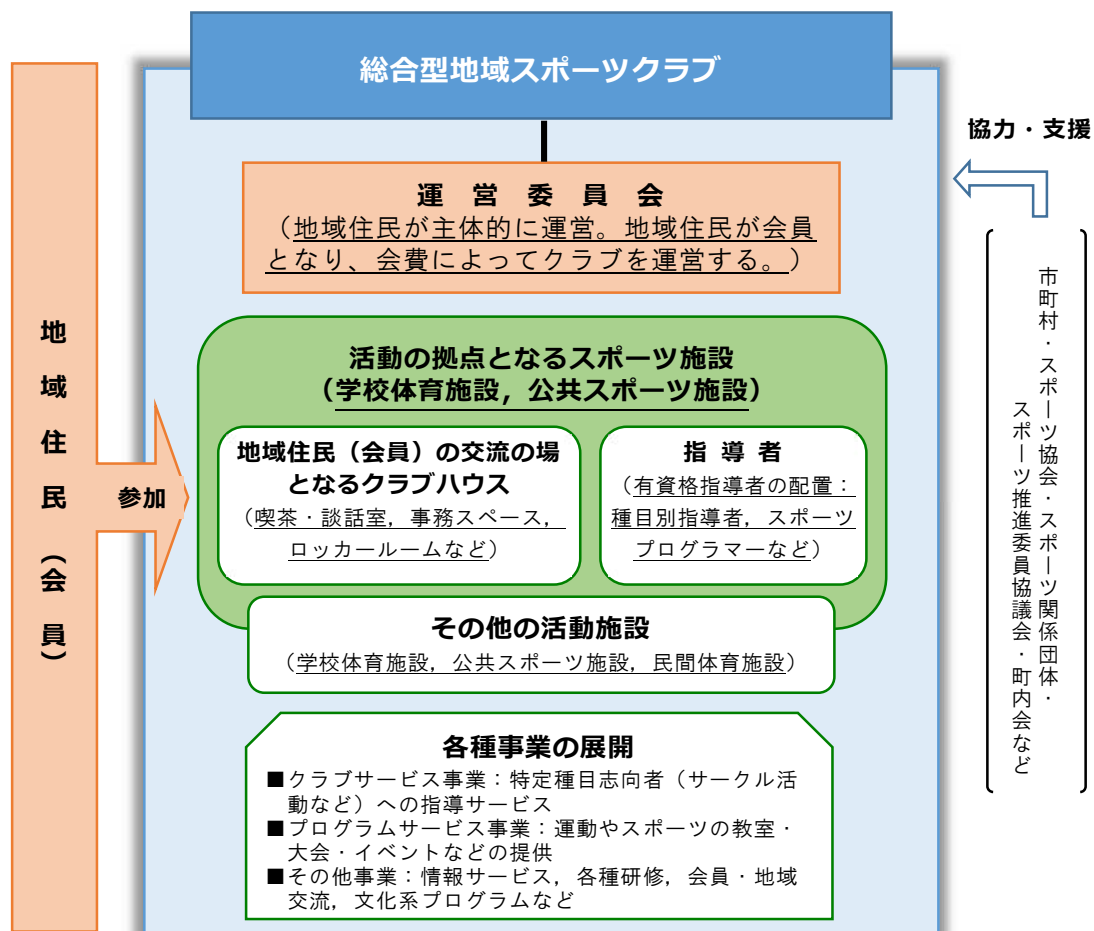
市民の運動やスポーツ活動を推進するためには、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて、気軽に、さらには継続して取り組むことができるよう活動を支える環境づくりが不可欠です。

運動やスポーツは、基本理念の思いにもあるように、個人の健康増進にとどまらず、世代を超えた市民の交流を促し、地域における人と人とのつながりを育むコミュニティ形成の中核を担う可能性を秘めています。

本市のスポーツ活動は、その多くがスポーツ協会をはじめとし、各種競技団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、そしてスポーツ推進委員といった熱意ある団体・個人によって支えられています。

これらの団体や人材は、市民の多様なスポーツニーズに応える上で欠かすことのできない本市の貴重な財産となっていますが、第1期計画の評価により高齢化や後継者不足等の理由による次代の担い手不足という課題は、今後の運動部活動の地域展開も見据えた際に本市のスポーツ推進における持続可能性を揺るがしかねない重要な課題です。

このことから、本方針では活動の主体となる人材の確保・育成と、今後の社会変化に対応するための学校と地域の連携推進を両輪とし、誰もが安心してスポーツ活動を支え合う、持続可能な仕組みの充実に努めます。



1 地域スポーツを担う人材の確保・育成

地域のスポーツ活動は、各種団体を運営する役員や、現場で指導にあたる指導者、イベントを支えるボランティアといった、熱意ある**人々**に支えられています。しかし、第1期計画の評価からは、こうした**人々**の高齢化や後継者不足が、地域スポーツの持続可能性を揺るがしかねない重大な課題であることが明らかになりました。

そのため、本施策では、スポーツを支える方への支援を強化し、次代の担い手を確保・育成するための仕組みづくりに取り組めます。

(1) 指導者・ボランティアへの支援充実

本市のスポーツ活動は、現場で指導にあたる指導者や、大会運営などを支えるボランティアといった、多くの市民の**皆様の**力によって成り立っています。こうした方々が、やりがいを持って活動を継続できるよう、資格取得への助成や資質向上に繋がる研修機会の提供を継続するとともに、活動を希望する方と人材を求める団体との円滑な連携を支援します。

【主な取組】

スポーツ指導者の養成・確保と資質向上への支援
スポーツボランティアの育成と活動機会の充実

(2) 地域スポーツ活動の振興と支援

本市のスポーツ活動は、**恵庭市**スポーツ協会やスポーツ少年団といった、地域の活動の中核を担う各種団体によって支えられています。市民の多様なスポーツ機会を確保するためにも、これらの団体が円滑かつ安定的に運営を続けられることが重要です。そのため、各団体との連携を密にし、その自主性を尊重しながら、運営に関する情報提供や相談対応など、活動を側面から支援します。

【主な取組】

地域スポーツ団体との連携強化と育成・支援
スポーツで活躍する個人・団体への支援と応援機運の醸成

2 学校と地域の連携推進

学校は、体育の授業や運動部活動を通じて、子どもたちの心身の健全な発達を支える、スポーツ振興における極めて重要な拠点です。

近年、全国的に推進されている運動部活動の地域展開は、学校スポーツのあり方を大きく変えるものであり、これは学校に限った課題ではなく、私たち地域全体で向き合うべきテーマです。

本施策では、学校と地域が手を取り合って子どもたちを育む、新たな連携体制の構築を目指します。

(1) 運動部活動の地域展開

全国的な課題である中学校の運動部活動の地域展開について、本市の実情に合 \rightarrow 即した、持続可能で望ましい形はどのようなものか、先進事例の調査や、学校・地域団体・保護者など関係者の意見交換を通じて推進を図ります。

【主な取組】

国・道の動向を踏まえた運動部活動の地域展開の推進

関係者間の連携による推進体制の構築

(2) 学校における体育活動と地域スポーツの連携促進

部活動のみならず、全ての子どもたちが関わる体育の授業と、地域のスポーツ活動とが連携することで、子どもたちのスポーツへの興味・関心を高め、また、運動能力の向上を図ります。

【主な取組】

地域のスポーツ資源を活用した学校における体育活動の充実

学校と地域のスポーツ関係者による連携の推進

Ⅲ スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

~~子どもから高齢者までの~~市民誰もが、運動やスポーツを「する・観る・応援する」など多様な形で親しみ、継続して取り組むためには、活動のきっかけとなる情報にいつでも触れることができ、興味・関心を持てる機会があることが必要です。

また、実際に活動を「する」~~うえ~~ではもちろん、「観る」「応援する」~~うえ~~においても、身近で安全に、そして快適に運動やスポーツを楽しむことのできる施設環境が望まれます。

第1期計画の評価からは、スポーツに関する情報が分散し探しにくいことや、施設の老朽化が進行していることなど、市民を取り巻く環境面での課題があらためて明らかになりました。

そのため本方針では、市民が「する・観る・応援する」といった多様な形でスポーツを親しみ、その恩恵を享受できる豊かな環境づくりを目指します。

具体的には、プロスポーツチーム等との連携から、市民が一体となって応援できる機会を設けることや、魅力的な情報発信に努めます。

さらには、これまで取り組んできた近隣自治体とのスポーツ施設の相互利用について、連携を継続するのみならず、拡大も図ります。

加えて、学校施設を含む既存施設の有効活用を推進するとともに、スポーツ施設の計画的な維持管理や、今後の社会情勢の変化等を見極め、必要に応じて施設の再編についても取り組みます。

1 スポーツに親しむための情報や施設環境の整備

市民がスポーツに親しむためには、「する」のみならず、「観る」「応援する」といった多様な関わり方ができる環境が不可欠です。トップレベルの競技を観戦する体験は、スポーツへの関心を高め、自ら体を動かすきっかけにもなります。

第1期計画の評価から「する」ための情報発信のあり方や、「観る」「応援する」ための機会づくりのさらなる推進の必要性、そして活動の受け皿となる施設活用のあり方についての課題が見えてきました。

そのため、本施策では、市民が「する・観る・応援する」側面からスポーツの魅力に触れられるよう、情報提供を行うとともに、施設の運営を支援します。

(1) スポーツの魅力に触れる情報発信と観る機会の充実

スポーツに親しむきっかけは、「する」のみならず、「観る」「応援する」

といった、多様な関わりの中にあります。

トップレベルのプレーを間近で観戦したりすることや、チームを応援したりする体験は、スポーツの関心を高め、自ら体を動かす意欲を育む大きな原動力となります。

このことから、「どんなスポーツ教室があるかわからない」、「どこで活動できるか探しにくい」といっただう「する」側と、「いつどこで大会があるかわからない」といっただうなう「観る」「応援する」側の課題を共に解消するため、効果的な情報発信や、プロスポーツチーム等と連携する等、機会の充実を図ります。

【主な取組】

スポーツを始めるきっかけとなる効果的な情報発信の推進
アスリートやチームを応援する機会の充実

(2) 既存施設の有効活用と利用促進

市民の貴重な財産であるスポーツ施設を、より多くの方に有効利用してもらうため、利用率の低い時間帯の新たな活用策を検討したりすることや、安定した学校施設の開放事業を継続したりするなど、施設の安定的な稼働に取り組むとともに、近隣自治体とのスポーツ施設の相互利用について、連携し、**ますの継続・拡大**を図ります。

【主な取組】

学校体育施設の効果的な開放の推進
利便性の高い施設利用環境の整備

2 安全で持続可能な施設管理

施設のハード面を、将来に亘りどう維持していくかは、本市のスポーツ環境における最重要課題の一つです。多くの施設で老朽化が進む中、市民が安全に利用できるよう、計画的な点検や補修を着実に取り組みます。

また、時代の変化とともに生まれる、新たなスポーツニーズの対応に努めます。

(1) 計画的な施設の維持管理

市民が安全・快適にスポーツ活動を行うためには、その基盤となる施設の適切な維持管理が不可欠です。本市のスポーツ施設は人口増加期に整備されたものが多く、築年数が経過しているため、今後も大規模な改修や更新の時期を迎えることが想定され、将来的な財政負担の増大が懸念されています。

こうした課題に対応するため、本市では、**公共施設等総合管理計画等に基づく**施設の長寿命化を図るのみならず、将来の人口減少や市民ニーズの変化、さらには、近年の気候変動による影響なども総合的に勘案し、中長期的な視点から、本市全体のスポーツ施設の最適な配置やあり方に関する検討を推進します。

また、利用者の安全確保を最優先とし、将来世代への負担を平準化することも視野に入れ、持続可能な施設管理のあり方を目指します。

【主な取組】

市民が安全・安心に利用できる施設環境の確保
市民ニーズや社会情勢の変化に応じた施設維持管理の推進

(2) 新たなスポーツニーズへの対応

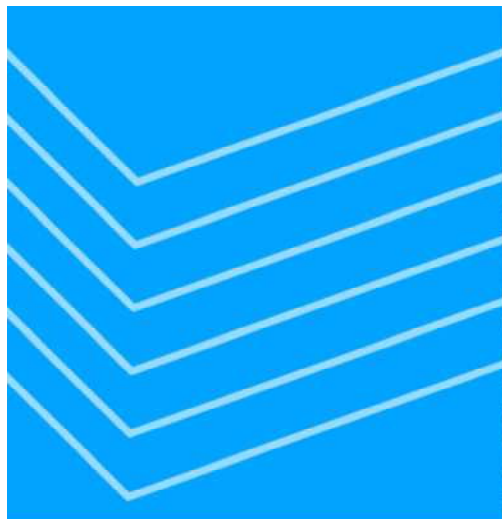
スポーツに対する市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、従来の競技スポーツにとどまらず、スケートボードやボルダリングなどのアーバンスポーツ、さらにはeスポーツといった、個人のスタイルで楽しむ新しいスポーツへのニーズが、特に若い世代を中心に高まりを見せています。

これらの新しいスポーツは、既存の体育施設では活動が難しい場合が多く、高まる市民ニーズに対して、活動環境が十分に対応しきれていないという新たな課題も生まれています。

~~このことから、~~本項目では、**こうしたような**新しいスポーツへのニーズや活動実態について、まずは的確に把握することに努めます。その**うえ**で、先進自治体の事例なども参考にしながら、本市の実情に**合**~~っ~~**即**した環境整備のあり方についての**取り組み検討**を**推進**します。

【主な取組】

多様化するスポーツニーズの的確な把握
新たなスポーツ活動に対応した環境整備の推進



20
26



健康・スポーツ
コミュニティ
えにわ



第2期 恵庭市 運動・スポーツ 推進計画 (成案)

議案1



令和8年3月
夢と健康を育むまち
恵庭市

はじめに

恵庭市では、平成28（2016）年度から10年間にわたり、恵庭市運動・スポーツ推進計画に基づき、「夢と健康を育むまち 健康・スポーツコミュニティ えにわ」の実現に向け、市民の皆様、そしてスポーツ関係団体の皆様とともに、スポーツ振興と健康づくりに取り組んでまいりました。ここに、深く感謝を申し上げます。



この間、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の経験を経て、私たちの健康やスポーツに対する価値観は大きく変化しました。また、全国的には運動部活動の地域展開といった子どものスポーツ環境における大きな転換期も迎えています。

こうした社会情勢の変化と、第1期計画の10年間の取組成果を客観的に評価する中で、本市においては「人に関すること」「仕組みに関すること」「環境に関すること」という、次に取り組むべき3つの大きな課題が明らかになりました。

この度の「第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画」は、こうした成果と課題を受け止め、第1期計画の理念を堅持しつつ、3つの新たな基本方針のもと、次の10年間の本市のスポーツ推進が目指すべき方向性を示すものです。

スポーツは、人々の心身を健やかに育むだけでなく、世代を超えた交流を生み、地域に活気と一体感をもたらす、まちづくりの根幹をなす力を持っています。この計画の実現には、行政の取組はもとより、市民の皆様やスポーツ関係団体、学校、企業といった、地域を構成する全ての皆様との連携・協働が不可欠です。

本計画が、市民一人ひとりの豊かなスポーツライフを実現し、恵庭市が「夢と健康を育むまち」として、さらに発展していくための、確かな道しるべとなることを心から願っております。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会の委員の皆様をはじめ、全ての関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和8（2026）年3月

恵庭市長 原田 裕

目 次

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景と趣旨	1
1 運動やスポーツを取り巻く状況	1
2 国や道の動向	3
3 「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」の制定	4
4 「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」の決議	5
II 計画の視点	6
III 計画の位置づけ	7
IV 計画の期間	8

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念	9
II 基本方針	9
III 計画の体系	10

第3章 基本施策

I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり	11
1 誰もがスポーツに親しむ機会の充実	11
2 子どもの運動機会の確保	13
3 高齢者の自主的な健康づくりの継続支援	14
II 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実	15
1 地域スポーツを担う人材の確保・育成	16
2 学校と地域の連携推進	17
III スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備	18
1 スポーツに親しむための情報や施設環境の整備	18
2 安全で持続可能な施設管理	19

第4章 計画の推進・進行管理

I 計画の推進	22
II 計画の進行管理	22

【資料】

○（資料1）第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画策定に係る市民アンケート調査結果	24
○（資料2）諮問書・答申書	28
○（資料3）恵庭市スポーツ振興まちづくり条例	30
○（資料4）恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会委員名簿	34

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成28（2016）年度から計画開始となった恵庭市運動・スポーツ推進計画（以下「第1期計画」という。）が、令和7（2025）年度をもって10年間にわたる計画期間の満了を迎えます。

この間、市の最上位計画である第5期恵庭市総合計画との整合性を図りながら、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、各種施策を推進してまいりました。

この度の第2期計画策定にあたり、第1期計画の10年間の取組について事業評価を実施し、その成果と課題を明確にしました。

本計画は、その評価結果に基づき、また、新たに策定される第6期恵庭市総合計画との整合性を図り、国や道の動向、そして本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、今後の本市のスポーツ推進が目指すべき方向性を定めるものです。

1 運動やスポーツを取り巻く状況

（1）国内における社会情勢の変化と運動やスポーツとの関係

①生活環境の変化に伴う健康志向への対応

我が国では、少子高齢化と人口減少が急速に進行しており、健康寿命の延伸は、個人の生活の質（QOL）の向上のみならず、持続可能な社会を構築する上で極めて重要なテーマとなっています。

近年のライフスタイルの変化や、新型コロナウイルス感染症の経験を経て、市民の健康に対する意識は一層高まりを見せています。

また、テレワークの普及など働き方が多様化する中で、運動不足の解消やストレス軽減といった、スポーツが心身に果たす役割への期待は、ますます大きくなっています。

②子どもの運動やスポーツ機会の充実

未来を担う子どもたちの健やかな成長にとって、スポーツは、体力の向上はもとより、社会性や規範意識を育む上でも極めて重要です。

しかしながら、スマートフォンの普及などによる外遊びの機会の減少や、運動習慣のある人とない人の二極化傾向は、本市においても例外ではありません。さらに、国の重要な政策として運動部活動の地域展開が推進されるなど、これまで学校が中心となってきた子どものスポーツ環境は、地域

社会全体で支えていく形へと、大きな転換期を迎えています。

③高齢化に応じた施策の展開

本市においても高齢化が進行する中、高齢期を健康でいきいきと過ごすことは市民全体の願いです。高齢者にとってのスポーツは、単なる健康維持・増進の手段にとどまりません。

仲間との交流による生きがいづくりや、地域社会とのつながりを保つ上でも大きな役割を果たしており、介護予防（フレイル予防）の観点からもその重要性はより一層高まっています。

④地域社会における人と人とのつながり

核家族化や単身世帯の増加などの社会情勢の変化に伴い、地域における人間関係の希薄化が課題となっています。

そうした中で、運動やスポーツは人と人とのつながりを生み出し、楽しさなどを共有することができます。

地域で運動やスポーツに参加することが、社会参加の場として新たな交流や連帯感を生み出すきっかけとなり、コミュニティづくりにつながることを期待されています。

⑤スポーツとSDGs（持続可能な開発目標）との関係

平成27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、世界が直面する課題を解決するための国際社会共通の目標です。スポーツは、このSDGsが掲げる多くの目標の達成に貢献する、大きな可能性を秘めています。

例えば、健康な生活を確保する（ゴール3）、質の高い教育を提供する（ゴール4）、ジェンダー平等を達成する（ゴール5）、人や国の不平等をなくす（ゴール10）、住み続けられるまちづくりを行う（ゴール11）など、スポーツの推進は、単に個人の健康問題にとどまらず、より良い社会を次世代に継承していくための重要な取組であると認識されています。



(2) 「アンケート調査」や「第1期計画の事業評価」から

第2期計画の策定にあたり実施した市民アンケート調査や、第1期計画期間中の事業評価からは、市民のスポーツ活動に関する意識や実態について、様々な手がかりが得られました。

特に、今後の計画を推進する上で取り組むべき本質的な課題として、大きく以下の3点が明らかとなりました。

※アンケート調査に関する内容については、資料1「第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画策定に係るアンケート調査報告書」に掲載しています。

■主な課題

課題Ⅰ…参加の二極化と世代間の谷間という「人」の課題

運動習慣のある人とない人の差が広がり、特に仕事や家事の忙しさを理由に、働き盛り世代の参加が低迷しています。

課題Ⅱ…活動を支える担い手不足という「仕組み」の課題

地域のスポーツ活動は、指導者や団体の役員といった熱意ある個人の力に大きく依存しており、その高齢化と後継者不足が深刻です。

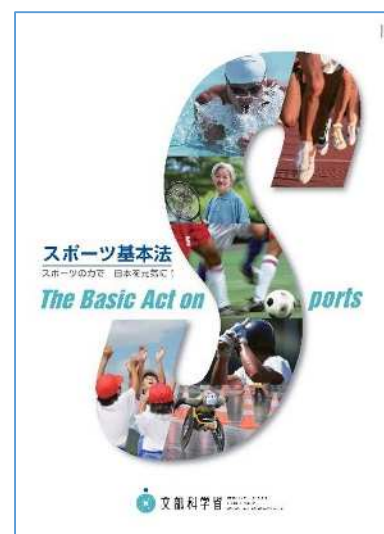
課題Ⅲ…施設の老朽化や情報の点在という「環境」の課題

市民の活動の受け皿となる施設の多くは老朽化が著しく、計画的な対応と財源確保が喫緊の課題であるとともに、スポーツに関する情報は各所に点在し、市民が必要な情報に容易にアクセスできない状況にあります。

2 国や道の動向

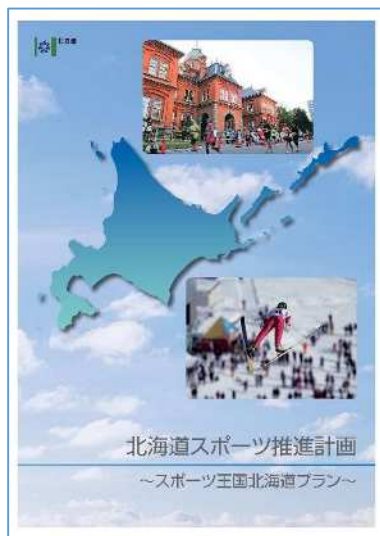
国では、平成22(2010)年に「人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視」「連携・協働」を基本的な考え方とする「スポーツ立国戦略」が策定され、翌年の平成23(2011)年8月には50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され「スポーツ基本法」が施行されました。

その前文には、スポーツは「世界共通の人類の文化である」「心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である」などと明記されているほか、国や地方自治体の責務、スポーツ団体の



努力、国をはじめとした関係者の相互の連携・協働、また国において「スポーツ基本計画」を定めること、地方公共団体においてはその「スポーツ基本計画」を参酌して、地方の実情に即したスポーツ推進計画の策定に努めることなどが明記されています。

また、平成24（2012）年3月、「スポーツ基本法」の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、さらには、国や地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として、「スポーツ基本計画」が策定されました。



そして平成27（2015）年10月には、文部科学省の外局として「スポーツ庁」が設置され、従来取り組んできたスポーツの推進に加えて、スポーツを通じた健康の保持増進や地域社会の再生、令和3（2021）年に開催された東京オリンピック・パラリンピック大会など、多数の府省に関連する施策が総合的に推進され、また、令和4（2022）年3月にスポーツ立国の実現をめざす上での重要な指針となる基本計画として「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

北海道においては、国の「スポーツ基本法」の制定と「第3期スポーツ基本計画」を踏まえ、「第3期北海道スポーツ推進計画」を令和5（2023）年3月に策定し、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現、地域活性化等を推進しています。

3 「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」の制定

「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」は、恵庭市議会の全議員からなる「恵庭市議会スポーツ振興議員連盟」が議員提案し、平成26（2014）年11月28日に制定されました。

条例には、その前文にある「スポーツによる健康の維持及び増進」「地域コミュニティづくりとそのための環境整備」「世代等を超えたスポーツ振興及びスポーツを活かした活力あるまちづくり」という基本理念を謳うとともに、市民誰もが「夢を抱き、生涯を明るく健康に過ごすこと」を目指したスポーツを活かしたまちづくりの推進を目的に掲げ、市や議員の責務、市民やスポーツ関連団体、事業者の役割についても明記されています。

4 「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」の決議

昭和60（1985）年に決議した「スポーツ都市宣言」は、恵庭市スポーツ振興まちづくり条例の制定に合わせ、平成26（2014）年11月28日に決議され、「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」へと改められました。

「花、水、緑のまち」に住む私たち恵庭市民は、スポーツを愛し、楽しみ、親しみ、元気なまちにすることをめざすとともに、生涯にわたり健康で過ごすため、次の目標を掲げて、ここに「夢と健康を育むスポーツ都市」を宣言します。

1. すべての市民が生涯にわたりスポーツを楽しみ、スポーツに親しめる環境をつくり、健康でいきいきと暮らすためのたくましい心と身体を育みましょう。
1. すべての市民が、生涯にわたり進んでスポーツに参加（する・観る・応援する）し、人と人との和を大切にしたい思いやる心と友情の輪を広げましょう。
1. すべての市民が、生涯にわたりスポーツを通じてこの美しい自然環境を感じ、子どもが健やかに育つ明るく豊かなまちづくりをすすめましょう。
1. すべての市民が生涯にわたりスポーツを愛し、争いのない平和な世界をめざしましょう。

II 計画の視点

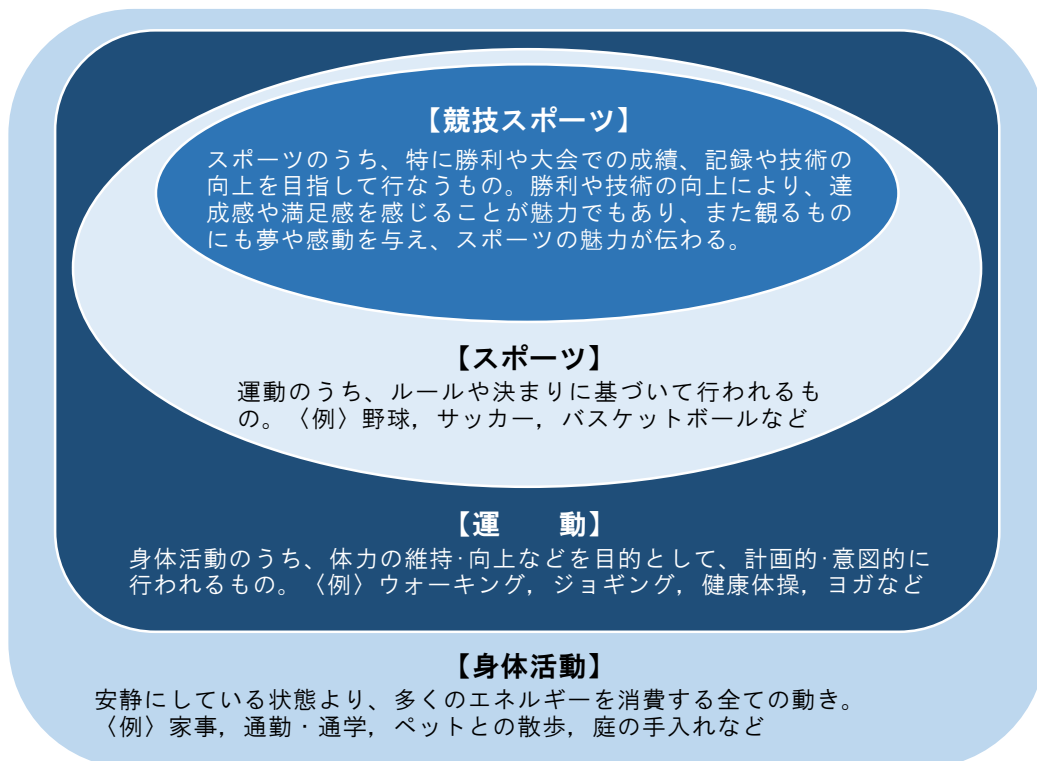
この計画では、第1期計画同様、「スポーツ」という概念を、「運動やスポーツ」という幅の広い活動として捉えています。

一般に「スポーツ」というと、ルールに基づき勝敗や記録を競う「競技スポーツ」と捉える人が多いのが現状のようですが、スポーツを多くの市民がより身近に感じ、「健康づくり」への意識を広げられるよう、スポーツの概念を広く捉えています。例えば、子どもの遊びや学校での体育、散歩や運動不足解消を目的に意識的に通勤手段を徒歩に替える、積極的に階段を利用する、毎朝必ずテレビの体操をするといったことなどもすべて含め、「運動やスポーツ」と表現することとしています。

また、介護予防や生活習慣病の改善などに関連した「運動の重要性」を共通の課題と捉え、異なる部署が相互連携を図り、市民の健康寿命の延伸に効果的な取り組みを引き続き推進します。「運動やスポーツ」は個人の健康で豊かな生活はもとより、コミュニティづくりや人と人をつなぐ機会を生み出し、豊かな人間関係の醸成にもつながります。

この計画では、「運動やスポーツ」を「する」「観る」「応援する」「支える」などの多様な活動を通じて、活力に満ちた恵庭のまちづくりを目指します。

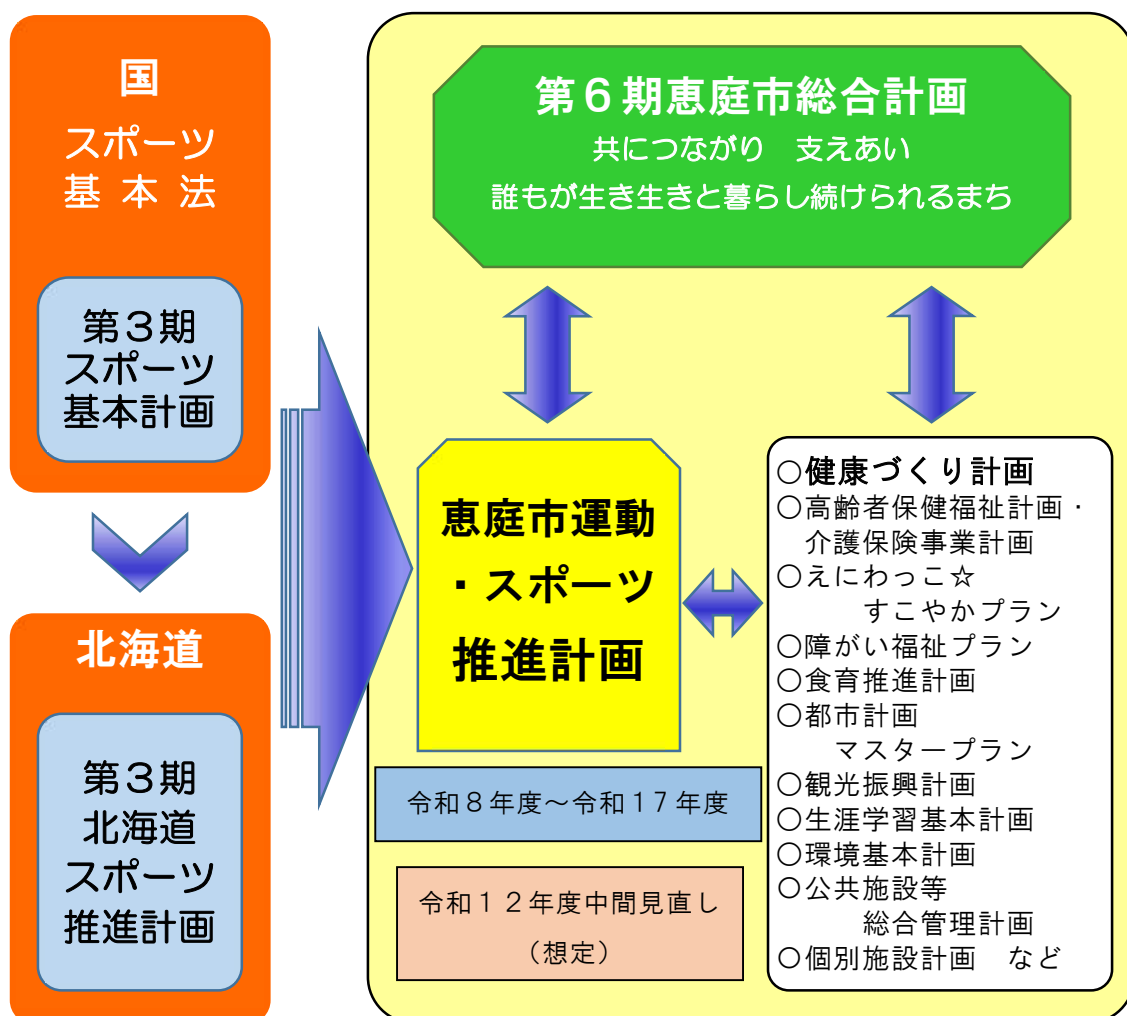
■ 身体活動・運動・スポーツ・競技スポーツの範囲 ■



Ⅲ 計画の位置づけ

本計画は、国において令和4（2022）年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」及び北海道において令和5（2023）年3月に策定された「第3期北海道スポーツ推進計画」を参酌し、「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」及び「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」を具現化し、その基本的な方向性を示すものです。

また、本計画は、第6期恵庭市総合計画の基本目標2「共につながり 支えあい 誰もが生き生きと暮らし続けられるまち」の個別計画として、恵庭市健康づくり計画など、他の関連する計画との整合性を図りながら推進するものです。



IV 計画の期間

計画期間は、令和8（2026）年度～令和17（2035）年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化を鑑み、計画期間の中間年度である令和12（2030）年度を目途に、計画の見直しを想定しています。

令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
恵庭市総合計画基本構想（10年）									
実施計画（1次）									
		実施計画（2次）							
				実施計画（3次）					
						実施計画（4次）			
								実施計画（5次）	
					見直し想定				
第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画（10年）									

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

本計画が目指す理念は、次のとおりです。

夢と健康を育むまち
～ 健康・スポーツコミュニティ えにわ ～

本計画は、市民が生涯にわたって健康で元気に暮らせる「夢と健康を育むスポーツ都市」実現のため「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」に基づき、誰もが気軽に運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、健康に対する意識の向上、世代を超えたスポーツの振興及び健康の保持増進を図り、運動やスポーツを通じた活力ある地域コミュニティづくりを目指すために定められたもので、第2期計画においても、この理念を継承します。

II 基本方針

本計画の実現に向け、第1期計画の評価によって明らかとなった課題を解決するため、以下の3つの基本方針をもって、施策の推進を図ります。

I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり

II 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実

III スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

Ⅲ 計画の体系

I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり

1 誰もがスポーツに親しむ機会の充実

- (1) 働き盛り世代への参加支援
- (2) 運動やスポーツのきっかけづくり

2 子どもの運動機会の確保

- (1) 幼児期の運動習慣づくり
- (2) 学齢期の体力向上支援

3 高齢者の自主的な健康づくりの継続支援

- (1) 介護予防（フレイル予防）活動の推進
- (2) 多様なきっかけづくりの提供

II 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実

1 地域スポーツを担う人材の確保・育成

- (1) 指導者・ボランティアへの支援充実
- (2) 地域スポーツ活動の振興と支援

2 学校と地域の連携推進

- (1) 運動部活動の地域展開
- (2) 学校における体育活動と地域スポーツの連携促進

III スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

1 スポーツに親しむための情報や施設環境の整備

- (1) スポーツの魅力に触れる情報発信と観る機会の充実
- (2) 既存施設の有効活用と利用促進

2 安全で持続可能な施設管理

- (1) 計画的な施設の維持管理
- (2) 新たなスポーツニーズへの対応

第3章 基本施策

I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり

少子高齢化が進行する社会において、市民一人ひとりが健康で自立した生活を長く送るためには、高齢期を迎える前から、日常的に運動やスポーツに親しむこと等によって、健康の維持や体力の向上を図ることが大切です。

また、健康が保たれることによって、医療費や介護費抑制などの効果も大いに期待できます。

第1期計画期間中の市民アンケート調査では、運動やスポーツを行う頻度が増加傾向にあるなど、市民の健康意識の高まりが見られました。

一方で、運動をしたくても仕事や子育てなどを理由に機会に恵まれない人も多く、運動習慣のある人とない人の二極化が進行していることが課題として明らかになりました。

さらに、本方針の理念に掲げる「誰もが参加できる」という視点からは、こうした世代間の課題に加え、障がいの有無という特性にも配慮した環境づくりが求められます。

このことから、本方針では、第1期計画の成果を継続・発展させるとともに、これらの課題解決に向け、市民全体の健康水準の底上げを図るため「誰もがスポーツに親しむ機会の充実」、生涯にわたる健康の基礎を育む「子どもの運動機会の確保」、健康寿命の延伸につながる「高齢者の自主的な健康づくりの継続支援」を3つの柱とし、切れ目のない健康・スポーツ活動を総合的に推進します。

人々の健康は、自ら作り守ることを基本としながらも、個人のみならず、社会全体で共に支え取り組むことが、まち全体の活力につながります。

本方針に掲げる施策を通じて、市民一人ひとりが健康で豊かな生活を実現できるよう取り組んでまいります。

1 誰もがスポーツに親しむ機会の充実

第1期計画期間中の市民アンケート調査では、運動不足を感じている市民が約8割にのぼる一方、実際に週1回以上運動している市民も高い割合を維持しており、市民の健康やスポーツへの関心の高さがうかがえます。

しかし、仕事や家事が忙しいことを理由に、運動やスポーツをしたくてもできないと感じている市民も少なくありません。

特に、これまで本市のスポーツ施策のアプローチが課題となっていた、子育て世代や働き盛り世代といった層の低い参加率が、運動習慣の二極化の大きな

要因となっています。

市民誰もが、生涯にわたってスポーツに親しむ社会を実現するためには、こうした世代間の谷間を埋め、障がいの有無という特性にも配慮し、ライフスタイルや価値観が多様化する現代において、一人ひとりが自分に合った形でスポーツと関われる環境を整えることが不可欠です。

そのため本施策では、これまでアプローチが難しかった層に対し、スポーツへの関心を高めるきっかけづくりと、多忙な中でも参加しやすいライフスタイルに合わせた支援を両輪とし、市民一人ひとりが、それぞれの形でスポーツと関わることのできる、多様な選択肢の充実に努めます。

(1) 働き盛り世代への参加支援

仕事や子育てで最も多忙な働き盛り世代のスポーツ参加率の低迷は、市民アンケート調査でも明らかになっており、課題となっています。

運動やスポーツへの関心はあっても、時間や場所の制約によって参加できていない実態があることから、この世代に対しては、これまでのアプローチに捉われない参加機会の働きかけが必要です。

そのため、市内事業所と連携する職域での働きかけや、ICT（＝SNS等の情報通信技術）を活用し、ライフスタイルに合わせた参加支援を推進します。

また、子育て世代に対しては、結果として親自身の運動機会や健康づくりにもつながるという視点から、これまで子育て支援施設で実施してきた子どもとふれあう遊びや運動を継続し、親子で気軽に参加できる機会の充実に図ります。

【主な取組】

職域における健康づくりの推進
ICT等を活用した運動やスポーツの情報提供
多様なライフスタイルに対応した運動やスポーツ機会の充実
親子で遊びや運動に親しむ機会の充実

(2) 運動やスポーツのきっかけづくり

運動をする人と運動をしない人の二極化を解消するため、運動やスポーツを新たに始める・再開することに対する多様なきっかけづくりを行います。

具体的には、健診などの機会を活用し、個々の健康状態に合わせた運動参加のきっかけとなる情報提供や、各種スポーツイベントの情報を紹介するこ

と等を推進します。

【主な取組】

健康づくりにおける運動やスポーツ参加の促進
誰もが気軽に参加できる多様な運動やスポーツ機会の充実
効果的な情報発信による継続的な普及啓発

2 子どもの運動機会の確保

子どもたちが、生涯にわたって心も体もいきいきとたくましく成長していくためには、それらを支える基盤となる健康や体力が必要です。

そのためにも、幼児期のうちから保育施設や学校、子育て支援施設において楽しく体を動かす習慣を身につけるとともに、健やかな体を育む食育について推進し、健康的な生活習慣の確立を目指します。

(1) 幼児期の運動習慣づくり

幼児期は生涯にわたる健康な体と心の基礎を育む、最も重要な時期です。これまで子育て支援施設において評価の高かった親子エクササイズなどを継続するとともに、保育施設やその他事業においても、多様な遊びや食育による健やかな体づくりを通じて、子どもたちが楽しみながら自然と体を動かす習慣を身につけられるよう支援します。

【主な取組】

幼児期における身体活動の基礎づくり
食育を通じた身体活動の促進

(2) 学齢期の体力向上支援

道内の子どもたちの体力が全国平均に比べて低いという課題に対し、学校体育の充実の他、地域においても、運動が苦手な子も楽しめるレクリエーション活動などを通じて、子どもたちの体力向上と、運動の成功体験を育む機会を確保します。また、その基盤となる体をつくるため、学校給食を通じた食育の面からも、体力向上を支援します。

【主な取組】

多様な運動やスポーツを体験する機会の提供
スポーツ少年団等の地域スポーツ活動の支援
子どもの夢や意欲の醸成につながるプロスポーツチームやトップアスリート等との連携
学校給食における食育の推進

3 高齢者の自主的な健康づくりの継続支援

生活習慣病予防や介護予防（フレイル予防）においても、運動やスポーツが有効策のひとつとなっていることから、運動やスポーツを始めるための工夫を充実させることで、意識の啓発を図ります。

（1）介護予防（フレイル予防）活動の推進

これまで大きな成果を上げた住民主体の介護予防体操（いきいき百歳体操）を今後も安定して継続できるよう、活動を支えるサポーターの養成や、新たなグループの立ち上げ支援などを継続し、活動の輪をさらに広げます。

【主な取組】

住民主体の介護予防活動の継続支援
活動の担い手となる人材の養成等の推進

（2）多様なきっかけづくりの提供

いきいき百歳体操のようなこれまでの活動のみならず、高齢者がスポーツを始めるきっかけとなる多様なイベントを提供し、健康の維持・増進や生きがいづくりへ繋がられるように努めます。

【主な取組】

高齢者の健康増進と生きがいにつながる多様な活動機会の提供
自らの健康や体力状態に関心を持つきっかけづくり

Ⅱ 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実

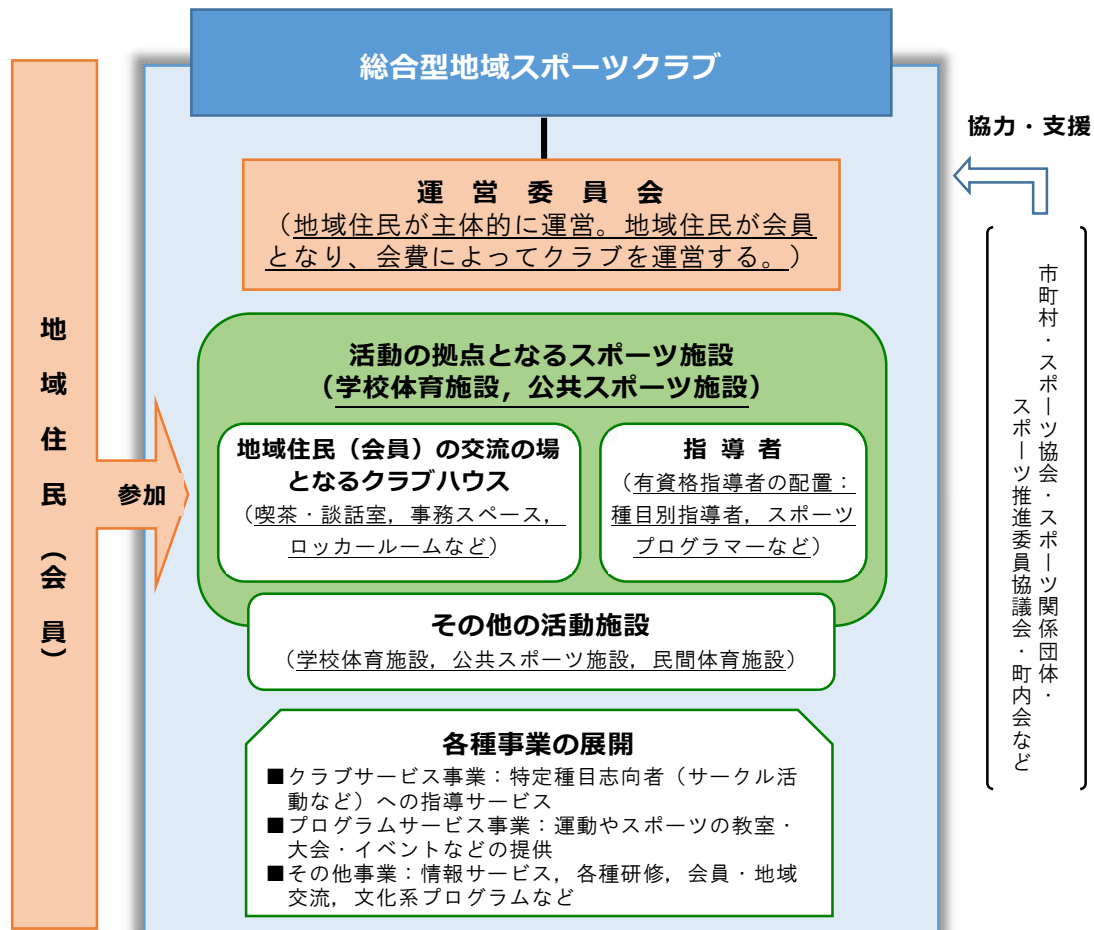
市民の運動やスポーツ活動を推進するためには、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて、気軽に、さらには継続して取り組むことができるよう活動を支える環境づくりが不可欠です。

運動やスポーツは、基本理念の思いにもあるように、個人の健康増進にとどまらず、世代を超えた市民の交流を促し、地域における人と人とのつながりを育むコミュニティ形成の中核を担う可能性を秘めています。

本市のスポーツ活動は、その多くがスポーツ協会をはじめとし、各種競技団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、そしてスポーツ推進委員といった熱意ある団体・個人によって支えられています。

これらの団体や人材は、市民の多様なスポーツニーズに応える上で欠かすことのできない本市の貴重な財産となっていますが、第1期計画の評価により高齢化や後継者不足等の理由による次代の担い手不足という課題は、今後の運動部活動の地域展開も見据えた際に本市のスポーツ推進における持続可能性を揺るがしかねない重要な課題です。

このことから、本方針では活動の主体となる人材の確保・育成と、今後の社会変化に対応するための学校と地域の連携推進を両輪とし、誰もが安心してスポーツ活動を支え合う、持続可能な仕組みの充実に努めます。



1 地域スポーツを担う人材の確保・育成

地域のスポーツ活動は、各種団体を運営する役員や、現場で指導にあたる指導者、イベントを支えるボランティアといった、熱意ある方々に支えられています。しかし、第1期計画の評価からは、こうした方々の高齢化や後継者不足が、地域スポーツの持続可能性を揺るがしかねない重大な課題であることが明らかになりました。

そのため、本施策では、スポーツを支える方への支援を強化し、次代の担い手を確保・育成するための仕組みづくりに取り組めます。

(1) 指導者・ボランティアへの支援充実

本市のスポーツ活動は、現場で指導にあたる指導者や、大会運営などを支えるボランティアといった、多くの市民の力によって成り立っています。こうした方々が、やりがいを持って活動を継続できるよう、資格取得への助成や資質向上に繋がる研修機会の提供を継続するとともに、活動を希望する方と人材を求める団体との円滑な連携を支援します。

【主な取組】

スポーツ指導者の養成・確保と資質向上への支援
スポーツボランティアの育成と活動機会の充実

(2) 地域スポーツ活動の振興と支援

本市のスポーツ活動は、スポーツ協会やスポーツ少年団といった、地域の活動の中核を担う各種団体によって支えられています。市民の多様なスポーツ機会を確保するためにも、これらの団体が円滑かつ安定的に運営を続けられることが重要です。そのため、各団体との連携を密にし、その自主性を尊重しながら、運営に関する情報提供や相談対応など、活動を側面から支援します。

【主な取組】

地域スポーツ団体との連携強化と育成・支援
スポーツで活躍する個人・団体への支援と応援機運の醸成

2 学校と地域の連携推進

学校は、体育の授業や運動部活動を通じて、子どもたちの心身の健全な発達を支える、スポーツ振興における極めて重要な拠点です。

近年、全国的に推進されている運動部活動の地域展開は、学校スポーツのあり方を大きく変えるものであり、これは学校に限った課題ではなく、地域全体で向き合うべきテーマです。

本施策では、学校と地域が手を取り合って子どもたちを育む、新たな連携体制の構築を目指します。

(1) 運動部活動の地域展開

全国的な課題である中学校の運動部活動の地域展開について、本市の実情に即した、持続可能で望ましい形はどのようなものか、先進事例の調査や、学校・地域団体・保護者など関係者の意見交換を通じて推進を図ります。

【主な取組】

国・道の動向を踏まえた運動部活動の地域展開の推進

関係者間の連携による推進体制の構築

(2) 学校における体育活動と地域スポーツの連携促進

部活動のみならず、全ての子どもたちが関わる体育の授業と、地域のスポーツ活動とが連携することで、子どもたちのスポーツへの興味・関心を高め、また、運動能力の向上を図ります。

【主な取組】

地域のスポーツ資源を活用した学校における体育活動の充実

学校と地域のスポーツ関係者による連携の推進

Ⅲ スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備

市民誰もが、運動やスポーツを「する・観る・応援する」など多様な形で親しみ、継続して取り組むためには、活動のきっかけとなる情報にいつでも触れることができ、興味・関心を持てる機会があることが必要です。

また、実際に活動を「する」上ではもちろん、「観る」「応援する」上においても、身近で安全に、そして快適に運動やスポーツを楽しむことのできる施設環境が望まれます。

第1期計画の評価からは、スポーツに関する情報が分散し探しにくいことや、施設の老朽化が進行していることなど、市民を取り巻く環境面での課題があらためて明らかになりました。

そのため本方針では、市民が「する・観る・応援する」といった多様な形でスポーツを親しみ、その恩恵を享受できる豊かな環境づくりを目指します。

具体的には、プロスポーツチーム等との連携から、市民が一体となって応援できる機会を設けることや、魅力的な情報発信に努めます。

さらには、これまで取り組んできた近隣自治体とのスポーツ施設の相互利用について、連携を継続するのみならず、拡大も図ります。

加えて、学校施設を含む既存施設の有効活用を推進するとともに、スポーツ施設の計画的な維持管理や、今後の社会情勢の変化等を見極め、必要に応じて施設の再編についても取り組みます。

1 スポーツに親しむための情報や施設環境の整備

市民がスポーツに親しむためには、「する」のみならず、「観る」「応援する」といった多様な関わり方ができる環境が不可欠です。トップレベルの競技を観戦する体験は、スポーツへの関心を高め、自ら体を動かすきっかけにもなります。

第1期計画の評価から「する」ための情報発信のあり方や、「観る」「応援する」ための機会づくりのさらなる推進の必要性、そして活動の受け皿となる施設活用のあり方についての課題が見えてきました。

そのため、本施策では、市民が「する・観る・応援する」側面からスポーツの魅力に触れられるよう、情報提供を行うとともに、施設の運営を支援します。

(1) スポーツの魅力に触れる情報発信と観る機会の充実

スポーツに親しむきっかけは、「する」のみならず、「観る」「応援する」といった、多様な関わりの中にあります。

トップレベルのプレーを間近で観戦することや、チームを応援する体験は、スポーツの関心を高め、自ら体を動かす意欲を育む大きな原動力となります。

このことから、「どんなスポーツ教室があるかわからない」、「どこで活動できるか探しにくい」という「する」側と、「いつどこで大会があるかわからない」という「観る」「応援する」側の課題を共に解消するため、効果的な情報発信や、プロスポーツチームと連携する等、機会の充実を図ります。

【主な取組】

スポーツを始めるきっかけとなる効果的な情報発信の推進

アスリートやチームを応援する機会の充実

(2) 既存施設の有効活用と利用促進

市民の貴重な財産であるスポーツ施設を、より多くの方に有効利用してもらうため、利用率の低い時間帯の新たな活用策を検討することや、安定した学校施設の開放事業を継続するなど、施設の安定的な稼働に取り組むとともに、近隣自治体とのスポーツ施設の相互利用について、連携の継続・拡大を図ります。

【主な取組】

学校体育施設の効果的な開放の推進

利便性の高い施設利用環境の整備

2 安全で持続可能な施設管理

施設のハード面を、将来に亘りどう維持していくかは、本市のスポーツ環境における最重要課題の一つです。多くの施設で老朽化が進む中、市民が安全に利用できるよう、計画的な点検や補修を着実に取り組みます。

また、時代の変化とともに生まれる、新たなスポーツニーズの対応に努めます。

(1) 計画的な施設の維持管理

市民が安全・快適にスポーツ活動を行うためには、その基盤となる施設の適切な維持管理が不可欠です。本市のスポーツ施設は人口増加期に整備されたものが多く、築年数が経過しているため、今後も大規模な改修や更新の時

期を迎えることが想定され、将来的な財政負担の増大が懸念されています。

こうした課題に対応するため、本市では、施設の長寿命化を図るのみならず、将来の人口減少や市民ニーズの変化、さらには、近年の気候変動による影響なども総合的に勘案し、中長期的な視点から、本市全体のスポーツ施設の最適な配置やあり方に関する検討を推進します。

また、利用者の安全確保を最優先とし、将来世代への負担を平準化することも視野に入れ、持続可能な施設管理のあり方を目指します。

【主な取組】

市民が安全・安心に利用できる施設環境の確保

市民ニーズや社会情勢の変化に応じた施設維持管理の推進

(2) 新たなスポーツニーズへの対応

スポーツに対する市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、従来の競技スポーツにとどまらず、スケートボードやボルダリングなどのアーバンスポーツ、さらにはeスポーツといった、個人のスタイルで楽しむ新しいスポーツへのニーズが、特に若い世代を中心に高まりを見せています。

これらの新しいスポーツは、既存の体育施設では活動が難しい場合が多く、高まる市民ニーズに対して、活動環境が十分に対応しきれていないという新たな課題も生まれています。

本項目では、このような新しいスポーツへのニーズや活動実態について、まずは的確に把握することに努めます。その上で、先進自治体の事例なども参考にしながら、本市の実情に即した環境整備のあり方についての検討をします。

【主な取組】

多様化するスポーツニーズの的確な把握

新たなスポーツ活動に対応した環境整備の推進

【基本施策一覽】

基本理念	基本方針	基本施策			
		大項目	中項目	主な取組	
夢と健康を育むまち 健康・スポーツ コミュニティ えにわ	I 運動やスポーツを通じた誰もが参加できる健康づくり	1 誰もがスポーツに親しむ機会の充実	(1) 働き盛り世代への参加支援	職場における健康づくりの推進	
				ICT等を活用した運動やスポーツの情報提供	
				多様なライフスタイルに対応した運動やスポーツ機会の充実	
				親子で遊びや運動に親しむ機会の充実	
			(2) 運動やスポーツのきっかけづくり	健康づくりにおける運動やスポーツ参加の促進	
				誰もが気軽に参加できる多様な運動やスポーツ機会の充実	
		2 子どもの運動機会の確保	(1) 幼児期の運動習慣づくり	幼児期からの身体活動の基礎づくり	
				食育を通じた身体活動の促進	
			(2) 学齢期の体力向上支援	多様な運動・スポーツを体験する機会の提供	
				スポーツ少年団等の地域スポーツ活動の支援	
				子どもの夢や意欲の醸成につながるプロスポーツチームやトップアスリート等との連携	
				学校給食における食育の推進	
	3 高齢者の自主的な健康づくりの継続支援	(1) 介護予防（フレイル予防）活動の推進	住民主体の介護予防活動の継続支援		
			活動の担い手となる人材の養成等の推進		
		(2) 多様なきっかけづくりの提供	高齢者の健康増進と生きがいにつながる多様な活動機会の提供		
			自らの健康や体力状態に関心を持つきっかけづくり		
			II 持続可能な地域スポーツを支える仕組みの充実	1 地域スポーツを担う人材の確保・育成	(1) 指導者・ボランティアへの支援充実
					スポーツ指導者の養成・確保と資質向上への支援
	2 学校と地域の連携推進	(2) 地域スポーツ活動の振興と支援		スポーツボランティアの育成と活動機会の充実	
		(1) 運動部活動の地域展開		地域スポーツ団体との連携強化と育成・支援	
				スポーツで活躍する個人・団体への支援と応援機運の醸成	
		(2) 学校における体育活動と地域スポーツの連携促進		国・道の動向を踏まえた運動部活動の地域展開の推進	
	関係者間の連携による推進体制の構築				
	III スポーツの「する・観る・応援する」を支える環境の整備	1 スポーツに親しむための情報や施設環境の整備	(1) スポーツの魅力に触れる情報発信と観る機会の充実	スポーツを始めるきっかけとなる効果的な情報発信の推進	
アスリートやチームを応援する機会の充実					
(2) 既存施設の有効活用と利用促進			学校体育施設の効果的な開放の推進		
			利便性の高い施設利用環境の整備		
			2 安全で持続可能な施設管理	(1) 計画的な施設の維持管理	市民が安全・安心に利用できる施設環境の確保
					市民ニーズや社会情勢の変化に応じた施設維持管理の推進
(2) 新たなスポーツニーズへの対応		多様化するスポーツニーズの的確な把握			
		新たなスポーツ活動に対応した環境整備の推進			

第4章 計画の推進・進行管理

I 計画の推進

本計画の基本理念である「夢と健康を育むまち 健康・スポーツコミュニティえにわ」の実現に向けては、行政にとどまらず、市民一人ひとりをはじめ、スポーツ関係団体、学校、企業等が、それぞれの役割と責務を果たしながら、相互に連携・協力し、市全体でスポーツを推進していくことが不可欠です。

本市では、本計画に掲げた施策を推進するにあたり、連携の中核としての役割を担い、関係各課が緊密な連携を図ることで、総合的な進行管理に努めます。また、市の最上位計画である第6期恵庭市総合計画や、その他関連計画との整合性を図りながら、効果的・効率的に施策を展開します。







II 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」第16条に基づき設置されている「恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会」（以下「審議会」という。）において、計画の進捗状況を定期的に報告し、検証及び評価を受けます。また、審議会における議論を通じて、市民目線での評価や、専門的な知見からの助言をいただき、施策の改善に繋げていきます。

また、審議会からの意見や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行いながら、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）のPDCAサイクルによる着実な進行管理に努めます。

また、計画期間の中間年度である令和12（2030）年度を目途に、市民アンケート調査を実施する等から、計画全体の進捗や市民ニーズの変化を改めて評価・検証し、計画後半の取組へと着実に活かしていきます。

【成果指標】

成 果 指 標	数 値 目 標	
	現 状	目 標 (中 間 年 度)
健康である・どちらかといえば健康であると 感じている人の割合 * 1	78.3%	
成人が運動やスポーツを週1回以上実施 している人の割合 * 1	75.7%	
成人が運動やスポーツを週3回以上実施 している人の割合 * 1	40.6%	
散歩やウォーキングなどを行っている人 の割合 * 1	51.6%	
スポーツボランティアを行っている人の 割合 * 1	5.3%	
全国大会等出場者の拡充 * 2	申請件数114件 延べ566名	

* 1 令和6年度運動・スポーツに関するアンケート調査（恵庭市）より。

* 2 令和6年度全国大会等派遣費補助金交付実績より。

恵庭市運動・スポーツ推進計画策定に係るアンケート調査 報告書概要版

I 調査概要

1. 調査の目的（本編P1）

本調査は、「恵庭市運動・スポーツ推進計画」の次期計画策定に向け、市民の運動・スポーツに関する実施状況や考え方、ニーズ等を把握することを目的に実施した。

2. 実施概要

①調査対象	16歳以上の市民2,000人を無作為抽出
②調査期間	令和6年9月1日～9月30日
③調査方法	郵送およびWEB回答（Googleフォーム）
④回収数	714件（郵送：504件 WEB：210件）
⑤有効回収数	713件（郵送：504件 WEB：209件）※
⑥有効回収率	35.7%

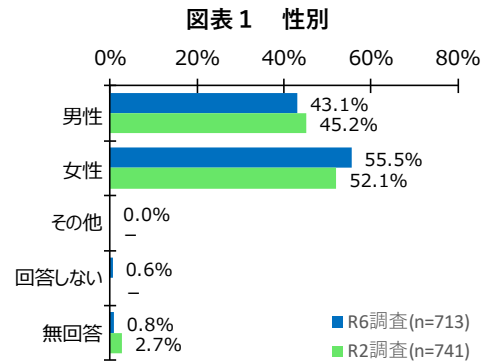
※WEB回答のうち、同じ回答者からの重複回答のため1件無効とした

II 調査結果

1. 回答者の属性

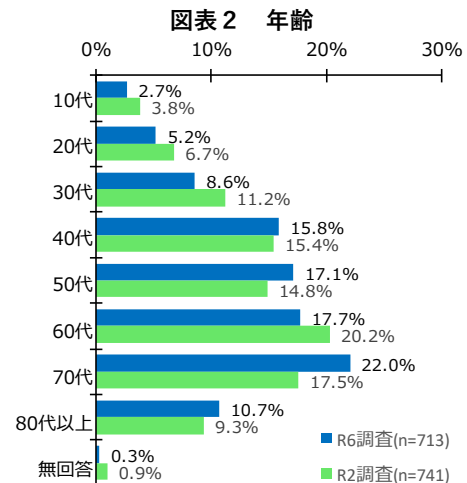
（1）性別（本編P3）

- 回答者は女性が55.5%、男性が43.1%で、女性の方が多い。
- 前回調査（R2）よりも、女性は3.4ポイント増加、男性は2.1ポイント減少となっている。



（2）年齢（本編P3）

- 年齢は70代（22.0%）が最も多い。
- 全体的に40代以上の中年層・高年層で8割以上を占めている。
- 前回調査よりも、40代、50代、70代、80代の回答者が増加しており、10代から30代と60代は減少している。



2. 運動・スポーツの実施状況

(1) 実施状況 (本編 P9)

- 直近1年間に運動・スポーツを実施した回答者は53.9%となっている。
- 健康状態別にみると、「健康である」で7割程度、「どちらかといえば健康である」で5割程度の回答者が運動・スポーツを実施している。
- 実施頻度は、「週3日」以上が40.6%であり、定期的な実施者が一定数を占めている。(図表省略)
- 運動・スポーツを実施した回答者384人の6割程度が、コロナ禍以前と比べて運動・スポーツに取り組む時間に対して変わらないと回答している。

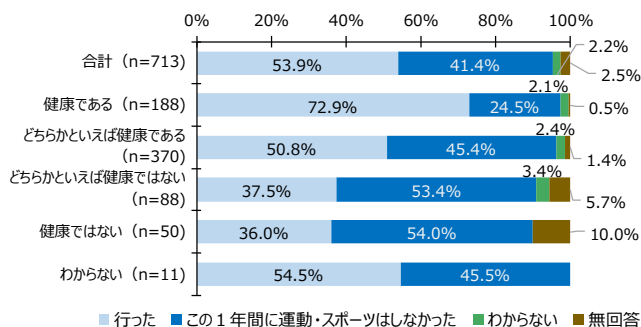
(2) 実施した運動・スポーツの種目 (本編 P11)

- 実施した種目は、「ウォーキングや散歩など」が51.6%と過半数を占めている。
- その他、1割以上を占めているのは、「体操」、「ランニング・ジョギング」、「器具や機械などを使った運動やトレーニング」、「自転車・サイクリング」、「ゴルフ」である。

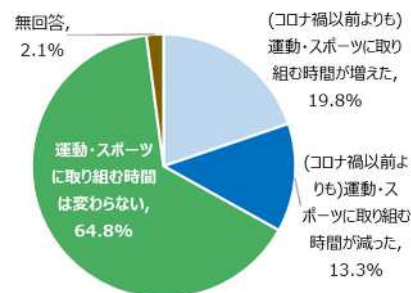
(3) 運動・スポーツをしない理由 (本編 P20)

- 直近1年間で運動・スポーツを実施していない回答者295人の6割程度が「運動やスポーツをしたかったができなかった」と回答している。
- その主な理由は、「仕事や家事が忙しくて時間がとれないから」(50.0%)、「きっかけがなかったから」(26.1%)、「仕事や家事の疲れから」(21.3%)である。(図表省略)

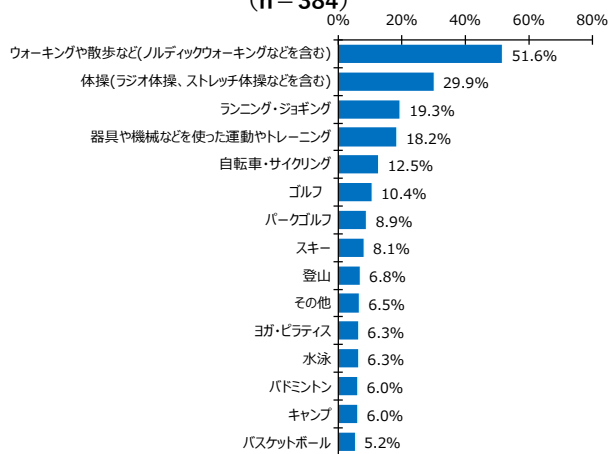
図表3 直近1年間の実施状況 (健康状態別)



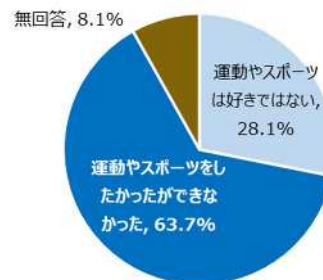
図表4 コロナ禍による変化 (n=384)



図表5 実施した運動・スポーツ上位15種目 (n=384)



図表6 運動・スポーツをしない理由 (n=295)



3. 運動・スポーツに関する環境整備

(1) 必要だと思う運動・スポーツ施設

(本編 P15)

- 運動・スポーツを実施した回答者384人が必要だと思う施設は、「温水プール」が38.0%、「体育館」が25.5%を占めている。
- 主な理由としては、「温水プールがないから」、「千歳市民プールが遠くて不便」、「体育館が無くなったから」などであった。

(2) プロスポーツの誘致希望 (本編 P30)

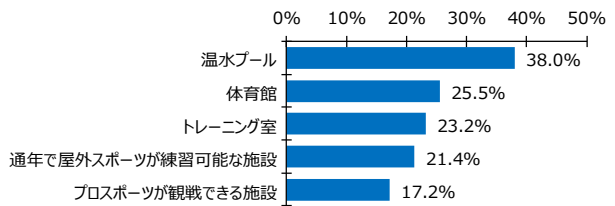
- プロスポーツの誘致を望む回答者は53.6%となっている。
- スポーツ観戦の関心別にみると、「関心がある」6割程度が「誘致を望む」に対し、「関心がない」は3割弱と、スポーツ観戦の関心度によって誘致希望に差異がある。

(3) 運動・スポーツの催しについて

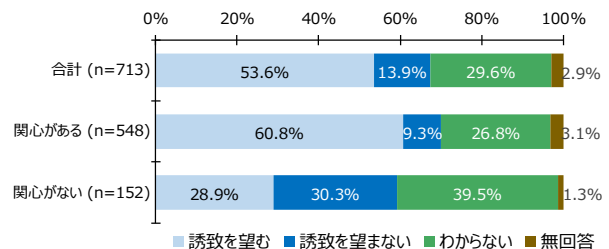
(本編 P21)

- 直近1年間の運動・スポーツの催しの参加状況は、「参加していない」が9割程度となっている。
- 参加しない主な理由は、「興味がないから」(23.8%)、「時間がないから」(20.4%)、「催しがあることを知らなかったから」(20.2%)である。(図表省略)

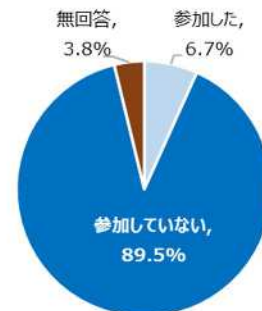
図表7 必要だと思う施設上位5項目 (n=384)



図表8 プロスポーツの誘致希望 (スポーツ観戦の関心別)



図表9 直近1年間の催しの参加状況

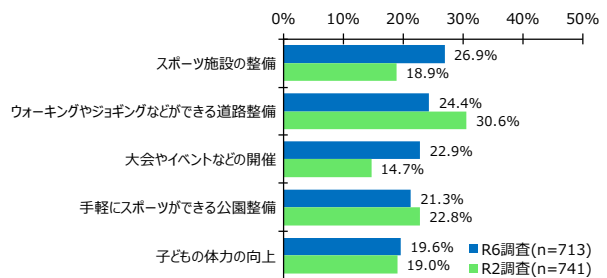


4. 恵庭市の今後の取組み

(1) 取組みに対する期待 (本編 P 33)

- 恵庭市に期待する取組みについては、「スポーツ施設の整備」が26.9%であり、前回調査よりも8.0ポイント増加している。
- 次点の「ウォーキングやジョギングなどができる道路整備」(24.4%)は前回調査よりも6.2ポイント減少している。

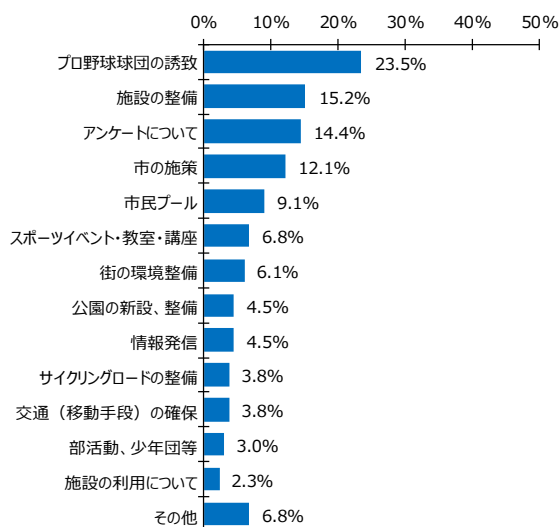
図表10 取組みに対する期待上位5項目



5. 自由意見（本編 P34）

- 自由意見については、回答者 713 人のうち 132 人（18.5%）の記入があった。
- 記載内容をもとに 14 項目に分類すると、「プロ野球球団の誘致」が 23.5%と最も多く、次いで「施設の整備」が 15.2%であった。
- 「プロ野球球団の誘致」の記載内容は、日本ハムファイターズの 2 軍誘致に対する期待や希望が大多数を占めている。

図表 1 1 自由意見（n=132）



恵 保 健 第 号
令和 年 月 日

恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会
会長 石 山 豊 様

恵庭市長 原 田 裕

第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画について（諮問）

第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画の策定について、恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会規則第2条の規定に基づき諮問します。

記

（諮問の要旨）

本市では、平成28年度に恵庭市運動・スポーツ推進計画を策定し、市民の健康づくりやスポーツ振興に取り組んでまいりましたが、本計画は令和7年度をもって10年間の期間満了を迎えます。

つきましては、これまでの取り組みの成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の本市におけるスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画を策定したく、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和 年 月 日

恵庭市長 原 田 裕 様

恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会
会 長 石 山 豊

恵庭市運動・スポーツ推進計画について（答申）

令和7年5月26日付け恵保健第45号で諮問のありました「第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画」の策定について、当審議会では慎重に審議を行い、本計画の策定について下記の通り答申します。

記

（答申の内容）

当審議会に対し、諮問を受けた「第2期恵庭市運動・スポーツ推進計画」の策定について、10年に及ぶ現行計画の施策や事業の進捗状況、市民アンケート調査結果、社会情勢の変化を踏まえ慎重に審議した結果、内容とおり策定することが適当であると認めましたので、答申します。

恵庭市スポーツ振興まちづくり条例

スポーツは、人々に夢や希望、感動、勇気を与える文化です。

また、花・水・緑のまち恵庭に暮らす市民がスポーツに親しむことは、健康の維持及び増進並びに地域コミュニティづくりなど、多様な効果を生み出します。

これらを踏まえ、恵庭市は、誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせる「夢と健康を育むスポーツ都市」の実現を目指します。

そのため、市は誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整え、団体の垣根、世代等を超えてスポーツを振興するとともに、スポーツを活かした活力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツ振興によるまちづくりを総合的に進めるための施策を明らかにすることにより、市民等の誰もが夢を抱き、生涯を明るく健康で過ごすことができる活力あるまち「えにわ」の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによります。

- (1) 市民等 市内に居住し、通学若しくは通勤する者又は本市が推進するスポーツ振興のまちづくりに賛同し、及び協力する個人をいいます。
- (2) 市 市長及び教育委員会をいいます。
- (3) スポーツ関連団体 市内においてスポーツに関連した活動を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除きます。）をいいます。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者（スポーツ関連団体を除きます。）をいいます。
- (5) スポーツ振興 まちづくりの広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携することにより、スポーツを通して健康で活力ある地域社会を形成することをいいます。
- (6) スポーツ関連活動 スポーツをすること、観ること、応援すること若しくは学ぶこと又

はこれらの活動を支援することをいいます。

- (7) スポーツ財産 スポーツ関連活動を行う者、スポーツ施設その他スポーツ振興のまちづくりの推進に寄与する財産をいいます。

(市の責務)

第3条 市は、前文にある、スポーツによる「健康の維持及び増進」、「地域コミュニティづくり」、そのための「環境整備」、「世代等を超えたスポーツ振興」及び「スポーツを活かした活力あるまちづくり」という基本理念にのっとり、本市の特性に応じた施策を総合的に策定するとともに、この条例の目的が真に達成されるよう、スポーツに関する取り組みをスポーツ振興担当部に限定せず、部を横断して計画的に推進しなければなりません。

- 2 市は、市民等及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に対し、当該団体と協働して適切に環境整備を行わなければなりません。

- 3 市は、スポーツを「する」だけのものではなく、「観たり、応援したり」といった市民等が参画しやすい環境を整備し、多世代が交流できるコミュニティづくりを支援するとともに、適切に広報を行わなければなりません。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、一人一人ができる範囲で、スポーツ関連活動に関わることを考え、行動することで、市民等の誰もが夢を抱き、「えにわ」を元気なまちにするよう努めるものとします。

- 2 市民等は、幼いころから身体を動かす習慣を身につけ、生涯にわたり健康を維持できるよう努めるものとします。

- 3 市民等は、スポーツを「する」だけでなく、「観たり、応援したり」する等スポーツに関心を持ち、世代を超えてコミュニティに参加するよう努めるものとします。

(スポーツ関連団体の役割)

第5条 スポーツ関連団体は、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しながら、スポーツ関連活動の推進に主体的に取り組むとともに、スポーツに対する市民等の関心及び理解を深め、市民等のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとします。

- 2 スポーツ関連団体は、他の競技団体とも協働して、スポーツ全体の魅力を発信し、「観たり、応援したり」できる環境を整えるよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らがスポーツ関連活動を行いやすい環境の整備に努めるとともに、地域社会の一員として自主的なスポーツ活動の実施及び支援を行うことにより、スポーツ振興及び地域の活性化を促進するよう努めるものとします。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民等が生涯にわたり健康でいられるよう、その実現に向け、一人一人が日ごろから研さんするとともに、気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えるため積極的に提案しなければなりません。

(生涯スポーツの推進)

第8条 市は、市民等が生涯にわたり、体力、年齢、技術等に応じたスポーツを継続的に親しむことができるよう、スポーツに参加する機会及びスポーツに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとします。

(地域の活性化の推進)

第9条 市は、地域において世代を超えた人々の交流が促進され、地域の活性化及び人々の連帯感並びに協働意識の向上を図るため、地域のスポーツ関連活動への支援その他必要な施策を講ずるものとします。

(子どもの体力向上及びスポーツ関連活動の充実)

第10条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市民等、スポーツ関連団体及び事業者との連携等の必要な施策を講ずるものとします。

(障がい者スポーツの促進)

第11条 市は、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に安心して参加できるよう、スポーツに参加する機会の提供その他障がい者のスポーツ活動を促進するために必要な施策を講ずるものとします。

(スポーツ施設の整備)

第12条 市は、本市のスポーツ施設を整備するため、必要な措置を講ずるものとします。

(スポーツ財産の活用)

第13条 市は、本市のスポーツ財産の効果的及び効率的な活用を図るものとします。

(スポーツ選手の育成)

第14条 市は、スポーツの競技力の向上を図るため、スポーツ関連団体と連携して、選手を育成するため必要な措置を講ずるものとします。

(指導者の養成)

第15条 市は、地域におけるスポーツの指導の充実及び事故の防止を図るため、指導者の養成、その資質を向上させる講習会等の開催その他必要な施策を講ずるものとします。

(審議会)

第16条 市は、スポーツ関連活動に関する計画や施策に関する検証及び評価を行うため、恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会(以下「審議会」といいます。)を設置するものとします。

(取り組みの検証及び評価)

第17条 市は、審議会、市民等及びスポーツ関連団体の意見を聴取して、この条例の目的に基づき取り組みの達成状況、実施効果等を検証及び評価し、これを公表するものとします。

(補則)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会委員名簿

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日・2年)

No.	推薦団体		フリガナ 氏 名
	団体名	団体内役職等	
1	恵庭市スポーツ少年団本部	本部長	シヤマ ユタカ 石山 豊
2	恵庭市 老人クラブ連合会	副会長 保健体育部会長	ミナガキ イサミ 峯 垣 伊佐美
3	恵庭市 スポーツ推進委員協議会	会長	アベ ノブユキ 阿 部 信 行
4	北海道文教大学	人間科学部 こども発達学科 准教授	ヒラオカ ヒデキ 平 岡 英 樹
5	北海道ハイテクACアカデ ミー	クラブマネージャー	イグチ ミノリ 猪 口 実乃里
6	恵庭モルックの会		シオノ ムツミ 塩 野 睦 美
7	NPO法人 恵庭市スポーツ協会	総務課長	ヒラサワ ナミ 平 澤 奈 美
8	恵庭市校長会	研修部員	シダ カおり 吉 田 か お り



第2期 恵庭市運動・スポーツ推進計画

～健康・スポーツ コミュニティ えにわ～

発行：恵庭市保健福祉部健康スポーツ課

屋内・屋外スポーツ施設現況調査結果について

1. 調査の概要

本調査は、市民の健康志向の高まりや施設の老朽化など、スポーツ施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、市内各スポーツ施設の現状と課題を把握・分析するとともに、将来にわたり安心・安全なスポーツ環境を維持していくための今後の施設のあり方や施設整備方針を検討するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

- (1)調査対象 市内全50施設(主たる対象30施設、補完施設20施設)
- (2)調査期間 令和7年6月18日 ~ 令和7年12月15日
- (3)受託業者 株式会社 環境緑地研究所

2. 現状における主な課題(調査結果)

(1)施設の老朽化と更新コスト

- ・既存施設の多くが供用開始後30年以上を経過し、特にプールは築40年超が多く、今後も設備機器の更新が考えられる。
- ・現状の維持管理費は約1.6億円(令和6年度)であり、将来的なさらなる財政負担の増大が懸念される。

(2)利用ニーズとの整合性

- ・団体競技人口は減少傾向にある一方、個人・健康増進ニーズは増加している。
- ・少年野球においては、練習場不足により専用球場の整備要望が高い。

(3)拠点施設の不在

- ・他市のような総合的な運動公園がなく施設が分散しており、管理効率及び利便性が比較的低い。

3. 今後の施設のあり方(受託事業者により示された方向性)

調査分析及び課題抽出の結果を踏まえ、持続可能な施設運営に向けた再編の方向性が示されました。

(1)基本方針

- ・現状の分散配置から、統廃合をする等で拠点集約型への転換を検討。
- ・民間活力(PPP/PFI)の導入による財政負担の平準化とサービス向上を検討。

(2)主要施設の方向性(案)

- ①体育館・プール : 将来的に拠点エリアへ集約し、複合・多機能化を検討。
- ②野球場 : 既存の野球場を一部少年野球専用への機能転換を検討。
- ③冬季施設 : スキー場やスケート場の冬季施設について、集約の検討や民間活力の導入可否を調査。
- ④パークゴルフ場 : 利用の少ないコース等の廃止・集約による総量適正化を検討。

4. 今後の予定

本調査結果及び方向性を参考に、次年度以降「スポーツ施設整備計画(仮称)」の策定を進めます。

今後のスポーツ施設のあり方（案）

○ 現状の特性と課題の抽出

【施設機能面（老朽化、安全性、種目対応、規模など）】

- ・ 既存するスポーツ施設の大半は整備後 30 年を経過しており、適宜部分改修や補修を進めてきたが、施設構造体としての老朽化が顕著に散見される。また、施設老朽化に伴い快適な施設利用を阻害する要因ともなっている。
- ・ 屋外スポーツ施設は 8 種、屋内スポーツ施設は 10 種（格技場含む）の活動が可能となっており、近隣市町村と比較しても遜色のないものとなっている。
- ・ 屋内スポーツ施設は、定期的に卓球の大会が開催されており、地区大会程度の開催は可能な規模を有している。一方、屋外スポーツ施設は分散されているほか、観覧席などの付帯施設が不足している。

【運営面（利用料金、予約システム、開館期間及び時間、人材、DX 化など）】

- ・ 利用料金は、周辺自治体と比べ高めに設定されているものが多い。
一方、総合体育館のトレーニング室などは、利用料金を下げたことで利用者数の増加につながったものもある。
- ・ 開館期間は周辺自治体と大きく差異は無い。屋内スポーツの開館時間は、周辺自治体と比べ 1 時間長い（恵庭市は 22 時閉館、周辺自治体は 21 時閉館）ため、夕方以降の社会人利用が多い優位性がある。
- ・ 各競技スポーツ団体（連盟・協会など）の役員高齢化や次世代を担う人材が不足慢性化しており、各種大会開催や合宿誘致など将来的な展望が持てない状況となっている。
- ・ 日常的な運営についても、管理者の高齢化により現状と同様の運営が難しいスポーツ施設もある。

【利用者ニーズ（競技人口、利用者数、団体要望など）】

- ・ 競技人口は 2015 年と比べ微増している競技もあるが、相対的には屋外スポーツで 3 割強、屋内スポーツで 2 割弱の減少となっている。
- ・ 利用者数は 2019 年と比べ屋外スポーツ、屋内スポーツともに微増となっている。また、スポーツ施設を補完する学校開放施設（市内小中学校体育館）については、2 割弱の増加となっている。
- ・ 少年野球は年間で 20 以上の大会を開催しており、近隣市町村を含めた大会を恵庭市内で実施しているため、慢性的な少年野球グラウンドの不足となっている。そのため、少年野球専用グラウンドの新設を要望している。

【財政面（維持管理コスト、更新費用など）】

- ・ 既存する屋内及び屋外スポーツ施設の維持管理（指定管理料、土地賃借料含む）に要する費用は、令和 6 年度で 165,300 千円となっている。
- ・ 市民プールにおいては、2019 年で約 20,000 千円を要している。また、経過年数が 40 年を超過しているものが大半を占めているため、ろ過機や各種ポンプ設備をはじめとした設備機器の更新が予想される。（長寿命化計画に基づく予防保全的な管理に基づく中長期的な補修計画を策定する必要がある）
- ・ 昨今の少子高齢化における人口減少や人口構成の変化（年少人口及び生産人口の減、老年人口の増）に伴い、恵庭市の財政状況が厳しくなる。

【現状の配置バランス及び拠点となる運動公園の有無】

- ・ 現状の屋内・屋外スポーツ施設の配置を、恵庭地区、恵み野地区、島松地区、その他地区に区分した場合、別紙のとおりである。
- ・ 恵庭市周辺及び同人口程度の自治体では、各種スポーツ施設活動の拠点となる「運動公園」が立地しているが、恵庭市においては「運動公園」として位置づけられた公園は無く、恵庭公園（総合公園）が「運動公園」の機能を担った公園として整備されている。
- ・ スポーツ活動の拠点となる「運動公園」が無い場合、各スポーツ施設が分散されて整備されている傾向が見られ、そのことにより施設利用者の利便性低下や、スポーツ活動を通じた異業種間の交流が発生しにくい側面が見受けられる。また、日常的な維持管理の視点においても効率的な管理がしにくい課題が生じている。

市町村	人口	運動公園名	代替え公園
江別市	117,835	野幌総合運動公園（北海道） 飛鳥山公園	
北見市	108,779	東陵運動公園	
小樽市	102,952	小樽公園	
千歳市	97,132	青葉公園	
室蘭市	73,692	入江運動公園	
岩見沢市	73,171	東山公園 栗沢スポーツ公園	
恵庭市	70,246	—	恵庭公園
石狩市	56,941	青葉公園	
北広島市	56,262	緑葉公園	
登別市	42,958	岡志別の森運動公園	

【社会情勢の変化への対応】

- ・ 過年度に恵庭市で実施した「公共スポーツ施設に関するアンケート調査」では別紙のとおりである。

○ 基本方針（案）

- ① 市内在住者が愛好する競技施設に対する技術や能力の習得、また健康増進や余暇に寄与する空間として公共サービスの提供を図る。
- ② 今後も加速する少子高齢化や人口減少を踏まえ、スポーツ施設の統廃合や機能転換などを進め、適正な公共サービス量の確保に努める。また、中長期的な視点ではスポーツ施設の包括的な集約化（コンパクト化）を進めることで、利便性の向上や維持管理費の低減化を図り持続可能な取り組みとする。
- ③ 官民連携による運営面での強化や質の向上を図るとともに、民間活力の導入を視野に入れた取り組みの推進により、多様化する市民ニーズに対応する。
- ④ 施設の統廃合及び機能転換などについては、今後の市民ニーズをはじめ、官民連携や周辺自治体との連携の具体的可能性を見据えた上で段階的に進める。

○ スポーツ施設の今後のあり方（案）

- ・ 既存するスポーツ施設については、将来的には統廃合による施設の集約化を見据え、計画を進めることを大前提とする。また、集約化を図る候補地としては、現状で運動公園の機能を補完している恵庭公園を中心とし、隣接する市民スケート場や桜町多目的広場も含めたエリア（以下、運動施設集約候補地とする。）とする。
- ・ 管理従事者の高齢化や慢性的な担い手不足など、切迫する課題を抱えるスポーツ施設については、民間活力導入の可能性調査（サウンディング）などを実施し、施設継続の可否を検討する。
- ・ スポーツ施設の集約に伴い既存施設については、施設健全度調査（注1）を鑑みた上で通年型利用に対応した複合型施設への機能転換を検討する。なお、複合型施設への機能転換においては、民間活力導入の可能性調査（サウンディング）などの実施により決定する。

注1：施設健全度調査

国土交通省が進める「施設長寿命化計画」を策定する際に実施する現状の施設の健全度調査

○ 個別スポーツ施設の今後のあり方（案）

【定義】

- ・ 個別スポーツ施設の今後のあり方については、各スポーツ施設によって取組むべき緊急度が違うため一概に言えないが、短期計画では概ね1～5年後、中長期計画では概ね10～15年後を目安として進めるものとする。

計画	目安
短期	1～5年後
中長期	10～15年後

◇ 体育館

<短期>

- ・ 3施設ともに使用見込み期間まで15～20年程度あるため、使用見込み期間までは現状の機能を踏襲する。
- ・ 中長期計画の具体的なビジョンを明確にするために、「施設長寿命化計画」（注2）の策定が必要。（同計画によりLCC縮減額（注3）に基づく評価が可能となる）

注2：施設長寿命化計画

既存施設の維持管理（修繕）や補修更新を通して、施設の機能を長期間にわたって発揮し続けることを目的とした計画。

注3：LCC縮減額

ライフサイクルコスト（LCC）を算出する際の指標。補修を実施しない場合の管理期間に要するコストと、補修を実施した場合のコストを比較することで、LCCの縮減効果を評価し、効率的な改修計画の根拠となる。

<中長期>

- ・ 総合体育館、島松体育館、福住屋内運動広場については、将来的に計画を目指す運動施設集約候補地に新たに複合中核施設として集約整備を検討する。
- ・ 福住屋内運動広場が現状有する機能（床面人工芝による通年型のフットサル及びテニスコート利用）は、周辺自治体には無く、他の屋内運動施設と比べ大きな優位性を持つ施設である。一方で、同施設は慢性的な屋根からの雨漏りが見られるほか、構造体となる壁材の劣化損傷が著しい課題もある。これらを踏まえ既存する屋内運動施設の内、1施設は福住屋内運動広場と同等の機能を持たせるものとし、他2施設は廃止若しくは複合型の通年利用施設として機能転換を検討する。

細分	施設名称	短期計画	中長期計画
体育館	総合体育館	・ 存続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動施設集約地への集約を検討（集約後は福住屋内運動広場の現状機能の存続を3施設の内、1施設で検討）
	島松体育館	・ 存続	
	福住屋内運動広場	・ 存続	

◇ 市民プール

<短期>

- ・ 過年度に恵庭市で実施している各種アンケート調査では、温水プールの整備を望む意見が常に上位となっている。
- ・ 島松水泳プールは、今年度改修工事が行われており、使用出来るコースは減少されるものの、歓談・コミュニティスペースも併設された、多機能な施設として更新される。
- ・ 既存する水泳プールの大半は整備後 40 年を経過しているが、施設長寿命化計画で示されている使用見込み期間までは数年の猶予があることも鑑みて、短期計画（使用見込み期間を1つの目安とした場合、3年程度）では、既存の水泳プールを存続させるものとする。
- ・ 恵庭南高等学校のプールについては、同校体育科の授業などで利用があるため存続とするが、維持管理費の低減化の観点から一般開放は廃止とする。

施設名称	構造種別	耐震基準	設置年	経過年	処分制限期間	使用見込み期間
島松水泳プール	鉄骨造	○	2025	0	38	48
恵庭水泳プール	鉄骨造	○	1968	57	38	48
和光水泳プール	鉄骨造	○	1978	47	38	48
若草水泳プール	鉄骨造	○	1980	45	38	48
恵み野水泳プール	鉄骨造	○	1993	32	38	48
恵庭南高等学校プール（一般開放）	RC造	不明	2008	17	50	60

施設の耐用年数を計る際の1つの指標↑

<中長期>

- ・ 将来的には少子高齢化による水泳プール利用者の減少や、水泳プールを運営するために必要な、ろ過機をはじめ、ポンプ器機等の交換が必要であり、将来的にはこれらの器機等の修繕や補修には高額な費用を要することが予想される。
- ・ 社会動向や維持管理費の軽減化を図るため、恵庭水泳プール、和光水泳プール、若草水泳プールについては、民間活力を導入した温水プールへの機能転換を視野に入れた統合を図るものとする。
- ・ 恵み野水泳プールについては使用見込み期間などを勘案しつつ、将来的には廃止とする。

細分	施設名称	短期計画	中長期計画
市民プール	島松水泳プール	・ 存続	・ 存続
	恵庭水泳プール	・ 存続	・ 1施設に集約 （民間活力を導入した温水プールへの機能転換を検討）
	和光水泳プール	・ 存続	
	若草水泳プール	・ 存続	
	恵み野水泳プール	・ 存続	・ 廃止
	恵庭南高等学校プール（一般開放）	・ 一般開放は廃止（施設は存続）	・ 一般開放は廃止（施設は存続）

◇ 野球場

<短期>

- 少年野球団体へのヒアリングでは、恵庭市内では5つの少年野球チームが活動している。日常の練習では小学校グラウンド2箇所（恵み野小学校、若草小学校）及び公園3箇所（かえで公園、和光公園、ことぶき公園）を利用している。大会は年間で20以上開催されており、恵庭市近郊（千歳市、北広島市、岩見沢市など）の少年野球チームも参加している。そのため、慢性的なグラウンド不足となっており、少年野球専用球場の整備を望む声が多い。
- 上記の背景を踏まえ、島松屋外運動場及びかしわ公園野球場については、存続を基本としつつ少年野球専用球場としての機能転換を検討する。
- 恵庭公園及び恵み野中央公園の野球場については、現状と同様に社会人の硬式若しくは軟式に対応した野球場として維持する。
- 島松屋外運動場については、現状の水捌けが悪いため内野グラウンドの改修についても検討する。

<中長期>

- 恵庭公園及び恵み野中央公園の野球場については、短期計画を継続するものとする。
- 少年野球専用球場の整備については、将来的に計画を目指す運動施設集約予定地に集約することも視野に入れ、円滑な大会運営が可能なものとする。

細分	施設名称	短期計画	中長期計画
野球場	恵庭公園野球場	・ 存続	・ 存続
	島松屋外運動場	・ 存続	・ 運動施設集約候補地への統合を検討
	恵み野中央公園野球場	・ 存続	・ 存続
	かしわ公園野球場	・ 存続	・ 運動施設集約候補地への統合を検討

◇ 球技場

<短期>

- 恵庭公園球技場、恵庭公園陸上グラウンドともに存続する。

<中長期>

- 恵庭公園球技場の現状のサーフェイスはクレイ舗装であるが、より安全な利用環境や多様な利用促進を目的として、芝の改修を視野に入れる。

細分	施設名称	短期計画	中長期計画
球技場	恵庭公園球技場	・ 存続	・ 存続（芝を視野に入れる）
	恵庭公園陸上グラウンド	・ 存続	・ 存続

◇ 陸上グラウンド

<短期>

- ・ 各種大会に向けた陸上競技に取り組む市民の練習の場として、また、市内で運営する民間スポーツクラブ等のトレーニングフィールドの場として、全天候型によるトラックを改修する。(直線路4レーン、周回路2レーン及び走り幅跳び)

<中長期>

- ・ 中長期的にも改修した全天候型トラックを維持するものとし、陸上競技における大会開催などは、千歳市など周辺自治体で開催するものとする。

細分	施設名称	短期計画	中長期計画
陸上グラウンド	恵庭公園陸上グラウンドトラック	・ 存続 (全天候型レーンに改修)	・ 存続

◇ 庭球場

<短期>

- ・ 既存の庭球場は全て存続とするが、ふるさと公園庭球場、めぐみの森庭球場、あやめ緑地公園庭球場については、中長期的計画(機能の集約化)に先立ち無料施設として開放する。

<中長期>

- ・ 将来的に計画を目指す運動施設集約予定地の具体的改修整備に併せ、恵庭公園庭球場に硬式コートを集約化を検討する。また、恵庭公園庭球場の集約化に伴いふるさと公園庭球場、めぐみの森庭球場、あやめ緑地公園庭球場、漁川河川緑地テニスコートは廃止とする。また、中島公園庭球場についても、利用状況を踏まえた上で同様に集約・廃止を検討する。
- ・ 恵み野中央公園の庭球場については、中長期的にも存続とする。

細分	施設名称	短期計画	中長期計画
庭球場	恵庭公園庭球場	・ 存続 (軟式有料)	・ 拡張 (軟式有料・硬式有料)
	恵み野中央公園庭球場	・ 存続 (有料)	・ 存続 (有料)
	中島公園庭球場	・ 存続 (有料)	・ 利用状況を見た上で廃止も検討
	ふるさと公園庭球場	・ 存続 (有料⇒無料)	・ 廃止
	めぐみの森庭球場	・ 存続 (有料⇒無料)	
	あやめ緑地公園庭球場	・ 存続 (有料⇒無料)	
	漁川河川緑地テニスコート	・ 存続 (無料)	

スキー場

<短期>

- ・ 2025年に恵庭市で実施したアンケート調査結果では、どの設問についても肯定的な回答割合が高いことから、今後も継続的な利用が望まれる施設と言える。
- ・ 2018年に同スキー場のリフトの架け替えを実施しており、施設健全度の観点からは健全であるものの、圧雪車や山の家の老朽化は著しく、これらの更新や改修など多額な維持管理費用を要することが予想される。
- ・ 運営管理については、従事者の高齢化も進んでおり安定的な市民サービスの提供が難しくなっている。
- ・ 本スキー場は、立地特性上ほかのスキー場と比べ積雪期間が短く、特にとりわけ2019年及び2024年は2月に入るまでリフト運行が出来なかった。
- ・ 上記のとおり、スキー場については切迫する課題を多面的に抱えており、これらによって担い手の確保も非常に難しくなっている。
- ・ 短期計画においては、存続を行いながらも民間活力導入の可能性調査（サウンディング）などを早急に実施するとともに、従来のウィンタースポーツのみならず周辺施設環境と連携した魅力あるアクティビティの可能性についても検討を行う。

<中長期>

- ・ 民間活力を含め、新たな担い手が確保できる場合には存続とするが、確保できない場合は廃止とする。

細分	施設名称	短期計画	中長期計画
スキー場	市民スキー場	・ 存続（民間活力の導入検討）	・ 民間活力の導入化 → 存続 ・ 民間活力の導入不可 → 廃止

◇ スケート場

<短期>

- 市内小学校での冬期授業をはじめ、初心者スケート教室（NPO 法人恵庭市スポーツ協会の自主事業）など、毎年一定数の市民利用があることから市民スケート場は今後も存続とするが、恵庭市の自治体規模において、同レベルのスケート場を2箇所維持するのは維持管理費などの面からも過大と考えるため、島松スケート場は廃止とする。

<中長期>

- スケート場の主な利用としては、市内小学校の冬期授業であるため、今後の学校授業のあり方と連動した存廃を検討していくものとする。また、存続とした場合においても、他都市の事例を参考とした、通年型の利用を検討することで効率的な市民サービスを模索するものとする。

細分	施設名称	短期計画	中長期計画
スケート場	市民スケート場	・ 存続 (学校授業のあり方に連動して存続を検討)	・ 存続 (短期計画の結果、廃止も含めて検討)
	島松スケート場	・ 廃止	

◇ パークゴルフ場

<短期>

- 1983年に幕別町で発祥したパークゴルフは、90年代後半から2000年初めに競技人口がピークを迎えていたが、競技者の高齢化や高齢者の就業率の増加などを背景に減少の一途をたどっている。（日本パークゴルフ協会の道内会員数は、2008年で約47,000人だったが、2024年では約12,000人と約7割減となっている）
- 今後も競技人口の減少は避けられない状況にある中で、利用者の極端に少ないパークゴルフ場や、維持管理費を極端に要するパークゴルフ場については廃止するものとする。また、現在千歳市と相互利用連携に向けた協議を進めていることから、両市の整備状況を加味しながらストックマネジメントを進めていく。
- 上記に基づき、現状の利用が極端に少ない北栄会館パークゴルフ場については廃止とする。
- 島松パークゴルフ場は存続とするが、管理形態を現在の指定管理者から地域愛好団体に変更することを視野に入れる。
- 盤尻パークゴルフ場は、“花夢里パークゴルフ場”として民間施設のパークゴルフ場として運営されてきたが、2023年に営業を終了している。同様に民間事業者によるパークゴルフ場の閉鎖が進んでいる。（恵庭市：るるまっぷパークゴルフ場 千歳市：コトロパークゴルフ場 江別市：えべつ角山パークゴルフ場）
- 盤尻パークゴルフ場は、花夢里同パークゴルフ場の土地及び建物を借り受ける形で運営を行っているが、利用者の減少が進む中で借地料を支払いながら維持していくのは今後大きな財政負担となる。従って、盤尻パークゴルフ場は廃止とする。

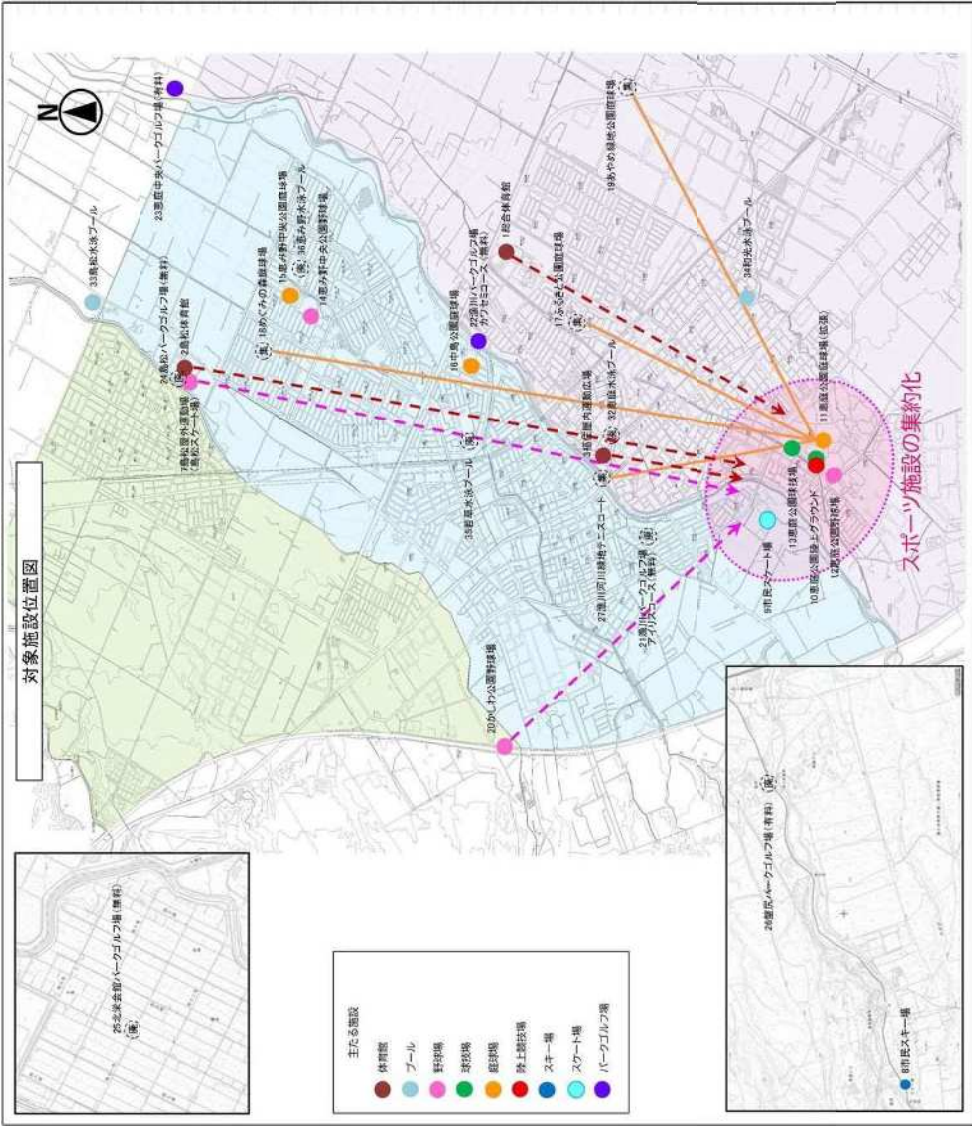
<中長期>

- ・ 島松パークゴルフ場については、利用状況を把握したうえで廃止とする。
- ・ 漁川パークゴルフ場アイリスコース及びカワセミコースについては、両施設の利用状況を把握したうえで、1施設のみ存続とする。また、指定管理者による管理とするが、無料コースとする。
- ・ 恵庭中央パークゴルフ場は現状と同等の管理体制（指定管理者・有料）のもと存続とする。

細分	施設名称	短期計画	中長期計画
パークゴルフ場	漁川パークゴルフ場 アイリスコース	・ 存続-現状と同等の管理形態 (指定管理者による管理・無料)	・ 存続(1施設のみ存続) 現状と同等の管理形態 (指定管理者による管理・無料)
	漁川パークゴルフ場 カワセミコース	・ 存続-現状と同等の管理形態 (指定管理者による管理・有料)	
	恵庭中央 パークゴルフ場	・ 存続-現状と同等の管理形態 (指定管理者による管理・有料)	・ 存続-現状と同等の管理形態 (指定管理者による管理・有料)
	島松パークゴルフ場	・ 存続-管理形態の変更 (地域愛好団体への管理委託を検討)	・ 廃止
	北栄会館 パークゴルフ場	・ 廃止	
	盤尻パークゴルフ場	・ 廃止	

区分	施設名称	短期計画	中長期計画
体育館	総合体育館	・存続	・運動施設集約地への集約を検討 (業務棟は指定区域内運動広場の現状維持の存続を 3施設の内、1施設で検討)
	島松体育館	・存続	
	指定区域内運動広場	・存続	
市民プール	島松水泳プール	・存続	・存続
	恵庭水泳プール	・存続	・1施設に集約 (民間活力を導入し、混浴プールへの 発注競争を検討)
	和光水泳プール	・存続	
	若草水泳プール	・存続	・廃止
	車み野水泳プール	・存続	・1施設開放は廃止 (施設は存続)
野球場	恵庭市高等学校プール (一応開放)	・1施設開放は廃止 (施設は存続)	・1施設開放は廃止 (施設は存続)
	恵庭公園野球場	・存続	・存続
	島松運動広場	・存続	・運動施設集約候補地への統合を検討
	島松中央公園 野球場	・存続	・存続
	かしわ公園野球場	・存続	・運動施設集約候補地への統合を検討
	恵庭公園野球場	・存続	・存続 (芝を雑草にさせる)
	恵庭公園野球場 グラウンド	・存続	・存続
	恵庭公園路上 グラウンド	・存続	・存続
	恵庭公園路上 グラウンド(ラック)	・存続 (冬換装型ラックに改修)	・存続
	恵庭公園野球場	・存続 (仮設有料)	・拡張 (仮設有料・仮設有料)
庭球場	恵み野中央公園 庭球場	・存続 (有料)	・存続 (有料)
	中島公園庭球場	・存続 (有料)	・利用状況を踏まえて廃止も検討
	ふるさと公園庭球場	・存続 (有料) ●無料)	
	めぐみの庭球場	・存続 (有料) ●無料)	・廃止
スキー場	あやめ緑地公園 庭球場	・存続 (有料) ●無料)	
	恵川河川緑地 アイスコート	・存続 (無料)	・民間活力の導入化 ●存続 ・民間活力の導入不可 ●廃止
スケート場	市民スキー場	・存続 (民間活力の導入を検討)	・存続
	市民スケート場	・存続 (学校団体のあり方に運動して存続を検討)	・存続 (民間活力の導入を検討)
パークゴルフ場	島松スケート場	・廃止	
	滑川パークゴルフ場 アイリスコース	・存続(現状と同等の管理形態 (指定管理者による管理・無料)	・存続 (施設のみ存続、現状と同等の管理形態 (指定管理者による管理・無料)
	滑川パークゴルフ場 カフエコース	・存続(現状と同等の管理形態 (指定管理者による管理・有料)	
	恵庭中央 パークゴルフ場	・存続(現状と同等の管理形態 (指定管理者による管理・有料)	・存続(現状と同等の管理形態 (指定管理者による管理・有料)
パークゴルフ場	島松パークゴルフ場	・存続(管理形態の変更 (指定管理者による管理・有料)	・廃止
	北条公園 パークゴルフ場	・廃止	
	恵庭パークゴルフ場	・廃止	

スポーツ施設の集約化
運動施設集約候補地
(恵庭公園・市民スキー場・桜野多目的広場)
or 新緑運動公園



健康スポーツ課 令和8年度予算(案)

(歳入)

(単位:千円)

科目	R7予算額(a)	R8予算額(b)	増減(b-a)	参考(R6予算)	摘要	予算 書頁
1 国有提供施設等所在地市町村助成交付金	2,890	51,279	48,389	60,597	【R8投資】 恵庭公園陸上グラウンドトラック改修工事	
特定防衛施設周辺整備調整交付金	2,890	51,279	48,389	60,597		21
2 使用料及び手数料	5,913	6,098	185	2,654	自動販売機使用料(スキー場・スケート場)/建物使用料/ 学校開放事業使用料/市民スキー場リフト券	
自動販売機使用料	77	78	1	81		23
建物使用料	147	145	-2	147	スポーツ協会事務局占有スペース(総合体育館)	23
保健体育使用料(学校開放事業)	1,084	1,038	-46	1,213		23
市民スキー場リフト使用料	4,605	4,822	217	1,213		23
公園使用料	0	15	15	0	市民スキー場(キッチンカー出店)	24
3 国庫支出金(国庫補助金)	285	0	-285	377		
新しい地方経済・生活環境創生交付金	285	0	-285	377	-(旧:デジタル田園都市国家構想交付金)-	29
4 道支出金(道補助金)	282	268	-14	322	健康教育事業費	
健康増進事業費	282	268	-14	322		32
5 財産収入	587	1,002	415	83	スポーツ振興基金利子	
スポーツ振興基金利子	587	1,002	415	83		34
6 寄附金	1	1	0	1	ふるさと納税他	
スポーツ振興基金寄附	1	1	0	1		35
7 繰入金(基金繰入金)	26,683	91,371	57,225	24,031		
スポーツ振興基金繰入金	17,430	24,893	7,463	14,371	施設改修他	36
スポーツ振興基金繰入金(投資分)	9,253	66,478	57,225	9,660	【R8投資】 恵庭公園陸上グラウンドトラック改修工事	36
8 諸収入	225	6,036	5,611	431	市民スキー場地下水道電気料負担金他	
電話等使用収入	1	1	0	1		38
負担金	24	27	3	30		39
雑入	200	200	0	200	健康づくり推進地域支援事業助成金	39
R8スポーツ振興くじ助成金収入	200	5,808	5,608	200	【R8政策】 トレーニング機器購入	40
9 市債(衛生費)	6,700	0	-6,700	0		
スポーツ施設改修事業債(投資分)	6,700	0	-6,700	0		40
歳入 計	43,566	156,055	112,489	88,496		

■健康スポーツ課 令和8年度予算(案)

(歳出)

(単位:千円)

科目	R7予算額(a)	R8予算額(b)	増減(b-a)	参考(R6予算)	摘要
1 保健衛生総務費	1,000	317	-683	1,335	
1.一般事務費	8	8	0	3	旅費
旅費	8	8	0	3	
2.健康教育・健康相談事業費	421	309	-112	577	展示健康教育/講演(冬セミナー)/ウォーキング教室/リーグウォーキング
報償費R8	0	30	30	0	冬セミ*講師謝礼「歩く～事業費」より組替
需用費	421	268	-153	291	
役務費R8	0	4	4	0	冬セミ*保険料「歩く～事業費」より組替
使用料及び賃借料R8	0	7	7	0	冬セミ*会場費「歩く～事業費」より組替
委託料	0	0	0	286	
3.歩くことを通したまちづくり事業	571	0	-571	755	
報償費	30	0	-30	60	
需用費	530	0	-530	685	
役務費	4	0	-4	4	
使用料及び賃借料	7	0	-7	6	
2 保健体育費	267,819	383,210	115,391	315,863	
2-1.保健体育費(運動スポーツ振興費)	42,571	43,407	836	45,578	
1.一般事務費	24,813	24,748	-65	28,484	スポーツ功労者表彰/スポーツ振興まちづくり審議会/ スポーツ推進委員/市民プール移動支援/千歳市温水プール使用負担金
報酬	540	378	-162	378	
報償費	713	809	96	664	
旅費	23	16	-7	16	
需用費	217	94	-123	90	
役務費	161	138	-23	555	
委託料	1,413	1,490	77	3,400	バス運行管理委託
使用料及び賃借料	20	20	0	15	
負担金補助及び交付金	21,726	21,803	77	23,366	千歳市温水プール使用負担金/会議負担金/ スポーツ協会事業費補助金/恵庭クロスカントリースキー大会補助金/ えいわ健康・スポーツフェスティバル補助金
2.学校開放運営費	3,169	3,084	-85	3,341	学校開放事業管理委託
需用費	10	10	0	10	
委託料	3,159	3,074	-85	3,331	
3.高校プール開放運営費	337	222	-115	269	恵庭南高校プール一般開放
需用費	150	57	-93	103	
役務費	31	14	-17	27	
委託料	88	116	28	82	
使用料及び賃借料	68	35	-33	57	
4.スポーツ振興基金運用事業費	3,600	3,800	200	3,600	【政策】全国大会等派遣補助金
負担金補助及び交付金	3,600	3,800	200	3,600	
5.スポーツ振興基金積立金	10,652	11,553	901	9,884	
積立金	10,652	11,553	901	9,884	
2-2.保健体育費(運動スポーツ施設費)	225,248	339,803	114,555	270,285	
6.スポーツ施設管理費	168,422	166,540	-1,882	165,588	体育施設修繕/指定管理業務委託/体育施設各種賃借他
需用費	2,953	5,827	2,874	3,034	修繕料前年比+2,874千円
役務費	36	35	-1	107	
委託料	157,144	152,150	-4,994	152,150	指定管理料
使用料及び賃借料	8,204	7,648	-556	10,221	
原材料費	40	80	40	40	
備品購入費	45	800	755	0	【R8政策】水泳プール備品
負担金補助及び交付金	0	0	0	10	
公課費	0	0	0	26	
7.スポーツ施設改修事業費	18,843	132,250	113,407	69,691	
委託料	3,212		-3,212	0	
投資的工事請負費	15,631	117,758	102,127	67,331	【投資】恵庭公園陸上グラウンドトラック改修工事
備品購入費	0	14,492	14,492	2,360	【投資】総合体育館・トレーニング室機器/福住屋内運動広場・防球ネット
8.市民スキー場維持管理費	13,991	15,098	1,107	13,038	市民スキー場業務委託/リフト券印刷/仮設ハウス賃借他
需用費	2,478	2,664	186	2,286	
役務費	232	220	-12	174	
委託料	11,103	12,104	1,001	10,486	
使用料及び賃借料	106	110	4	92	
備品購入費	72	0	-72		
9.スケート場維持管理費	23,992	25,915	1,923	21,968	市民スケート場・島松スケート場業務委託//仮設ハウス賃借他
需用費	1,958	2,006	48	1,882	
役務費	140	141	1	113	
委託料	20,933	22,802	1,869	19,356	
使用料及び賃借料	961	966	5	617	
歳出計	268,819	383,527	114,708	317,198	

予算差引額(歳入-歳出)	R7予算額(a)	R8予算額(b)	増減(b-a)	参考(R6予算)
	-225,253	-227,472	-2,219	-228,702

■ウィンタースポーツの実施状況について

(市民スキー場) 開設予定期間：1月9日(金)～3月8日(日)

※契約期間12月20日(土)～3月8日(日)

	リフト料収入(円)	開設日	
12～1月	2,336,320	23	
2月	1,755,090	21	
計	4,091,410	44	(2/23現在)

リフト料総収入 R6：1,995,830円 R5：4,822,970円

(市民スケート場) 開設期間：1月16日(金)～2月21日(土)

	利用者数(人)	開設日	未開設日
1月	4,966	15	1
2月	2,458	18	3
計	7,424	33	4

シーズン利用者数 R6：7,327人 R5：7,317人

(島松スケート場) 開設期間：1月16日(金)～2月21日(土)

	利用者数(人)	開設日	未開設日
1月	3,867	15	1
2月	1,223	18	3
計	5,090	33	4

シーズン利用者数 R6：5,858人 R5：3,743人

(第38回恵庭クロスカントリースキー大会)

開催日：2026年2月15日(日)

参加者数：370名